

茨城県ケアラー支援推進計画[第2期]

令和8年（2026年）3月
茨城県

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 第1期計画策定後の制度の動き	2

第2章 実態調査

1 学校におけるヤングケアラーの対応に関する調査	5
(1) 調査の実施概要	5
(2) 調査の結果概要	5
・A 小学校	6
・B 中学校・義務教育学校	10
・C 高等学校・中等教育学校	14
2 ケアラー実態調査	18
(1) 調査の実施概要	18
(2) 調査の結果概要	18
・A 当事者（ケアラー）へのアンケート結果	19
・B ケアラー当事者団体へのアンケート結果	27
・C 支援機関へのアンケート結果	28

第3章 ケアラー支援における課題

課題1 早期発見・早期把握	30
課題2 支援へのつなぎ	31
課題3 状況に応じた適切な支援	32

第4章 ケアラー支援における基本理念と基本方針

1 ケアラー支援における基本理念	33
2 ケアラー支援における基本方針	34
・基本方針1 認知度向上・理解促進	34
・基本方針2 相談・支援体制の整備	34
・基本方針3 多様な支援施策の推進	35
・基本方針4 人材の育成	35
(概略図) ケアラー支援に必要なプロセスにおける課題と基本方針	35

第5章 基本方針に基づく施策の展開

1 認知度向上・理解促進	38
（1）ケアラーにおける自覚や自発的な相談の促進	38
（2）県民全体における認知度向上・理解促進	38
（3）関係機関における啓発活動の推進	39
2 相談・支援体制の整備	40
（1）行政における相談・支援体制の整備	40
ア 市町村における相談・支援体制の整備促進	40
イ 県における相談・支援体制の充実	41
（2）地域活動によるケアラー支援の取組推進	42
ア 民生委員・児童委員の活動に対する支援	42
イ 地域の民間支援団体等におけるケアラー支援活動の促進	42
（3）教育機関等におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実	43
ア 学校におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実	43
イ 学校外におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実	43
（4）多様な関係機関による連携強化	44
3 多様な支援施策の推進	45
（1）ケアの状況に応じた支援の推進	45
（2）交流の機会づくりの推進	49
（3）ケアラーへの生活支援	50
ア 生活困窮世帯等への自立支援	50
イ ひとり親家庭への生活支援	51
ウ ヤングケアラーへの就学支援	51
エ 大学生・若者への支援	52
オ ワーキングケアラーの仕事と介護の両立支援の促進	53
（4）市町村におけるケアラー支援施策の実施促進	53
4 人材の育成	54
（1）ケアラー支援関係機関における人材育成	54
（2）ケアラー支援を担う県民等の育成	55

第6章 計画の推進体制と進捗管理

計画の推進体制と進捗管理	55
--------------	----

資料編

1 県ケアラー支援条例（全文）	56
2 茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会	60
（1）設置要項	60
（2）委員名簿	61

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例（以下「県ケアラー支援条例」という。）の趣旨を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、茨城県ケアラー支援推進計画（以下「計画」という。）を令和5年3月に策定し、ケアラー支援に努めてまいりました。

第1期計画策定から現在まで、「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第21号）」が改正（令和6年6月12日施行）され、ヤングケアラーについて国、地方公共団体等による支援の対象者として位置づけられたり、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」が改正（令和7年4月1日と令和7年10月1日に分けて施行）され、支援制度の強化が図られてきている一方で、ケアラーとしての自覚がないまま、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている可能性があるヤングケアラーの問題、また、介護と両立できずに仕事をやめてしまう「介護離職」の問題など、ケアラー支援は現在も重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、引き続きケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、第2期計画を策定することにしました。

◎ 「ケアラー」及び「ヤングケアラー」の定義について

計画におけるケアラー及びヤングケアラーの定義については、県ケアラー支援条例第2条と同様とします。

● 県ケアラー支援条例第2条（定義）

（2）ケアラー

心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対して、無償でケアを行う者をいう。

（3）ヤングケアラー

前号に該当する18歳未満の者をいう。

2 計画の位置づけ

県ケアラー支援条例第9条に基づく県推進計画として策定し、第3次茨城県総合計画の部門別計画に位置付けるものとします。

また、茨城県地域福祉支援計画、いばらき高齢者プラン21、新しいばらき障害者プラン、茨城県こども計画、いばらき青少年・若者応援プランなど、関連する他の計画と調和が保たれるよう配慮しています。

3 計画期間

第2期計画の計画期間は、令和8年度からの令和11年度までの4年間とします。

4 第1期計画策定後の制度の動き

第1期計画（令和5年3月）の策定後に、ケアラー支援に関係する制度の改正があり、主なものを以下に記載します。

（1）ヤングケアラー支援の法制化

ヤングケアラーについては、家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響があることが指摘されており、支援の一層の強化を目的に、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が改正され、国、地方公共団体等による支援の対象者として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」が位置付けられました。

■子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）

※令和6年法律第47号による改正後

（基本理念）

第2条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一から六まで 略

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（関係機関等による支援）

第15条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 略

(2) 仕事と介護の両立支援制度の強化

仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま、介護離職に至ることを防止する必要があることから、両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行うことを目的として、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）が改正され、以下のとおり支援制度の強化が図られました。

【主な強化の内容】

○次の措置を事業主に義務付け

- ・ 介護に直面した旨を申し出た労働者に対する両立支援制度等の個別周知・意向確認
- ・ 労働者が介護に直面する前の早い段階での両立支援制度等に関する情報提供
- ・ 研修の実施、相談窓口の設置等による両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備

○家族を介護する労働者に関し事業主が講じる措置（努力義務）の内容に、在宅勤務を追加

■ 育児・介護休業法（平成3年法律第76号）

※令和6年法律第42号による改正後

（妊娠又は出産等についての申出があった場合等における措置等）

第二十一条 略

1～3 略

4 事業主は、労働者が当該事業主に対し、対象家族が当該労働者の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資するものとして厚生労働省令で定める制度又は措置（以下この条及び第二十二条第四項において「介護両立支援制度等」という。）その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、介護休業申出及び介護両立支援制度等の利用に係る申出（同項において「介護両立支援制度等申出」という。）に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

5 事業主は、労働者が、当該労働者が四十歳に達した日の属する年度その他の介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の利用について労働者の理解と関心を深めるため介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるのに

適切かつ効果的なものとして厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、当該期間内に、当該事項を知らせなければならない。

6 略

(雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置)

第二十二條 略

2 事業主は、介護休業申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 その雇用する労働者に対する介護休業に係る研修の実施

二 介護休業に関する相談体制の整備

三 その他厚生労働省令で定める介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置

3 略

4 事業主は、介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 その雇用する労働者に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他厚生労働省令で定める介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置

(小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置)

第二十四條 略

2 略

3 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業若しくは介護休暇に関する制度又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるように努めなければならない。

4 前項に定めるもののほか、事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者で介護休業をしていないものに関して、労働者の申出に基づく在宅勤務等をさせることにより当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講ずるように努めなければならない。

第2章 実態調査

第1期計画期間中の令和6年11月から12月にかけて、学校におけるヤングケアラーの啓発や相談対応状況を把握するための調査を実施しました。

また、計画を改定するにあたり、本県におけるケアラーの実態や支援における課題などを把握するため、令和4年度に引き続き令和7年度において、ケアラー当事者、支援機関などを対象にアンケートを行う「ケアラー実態調査」を、また、育児と介護を同時に担うダブルケアの実態を把握するため、新たに「育児と介護のダブルケアに関するアンケート」を実施しました。

なお、ヤングケアラーの把握については、こども家庭庁の通知（令和6年6月）により、住民に最も身近な市区町村において実態把握をすることが重要である旨示されたところで

1 学校におけるヤングケアラーの対応に関する調査

(1) 調査の実施概要

○実施時期 令和6年11月～12月

○調査対象 以下のとおり

対象	範囲	対象校数	回答数	回答率
小学校	全校	438校	397校	90.6%
中学校・義務教育学校	全校	239校	210校	87.9%
高等学校・中等教育学校	全校	124校	97校	78.2%
計	全校	801校	704校	87.9%

○実施方法

福祉政策課から教育庁（義務教育課（各教育事務所）、高校教育課、私学振興室）を通して、各学校へ依頼。（WEBアンケート）

(2) 調査の結果概要

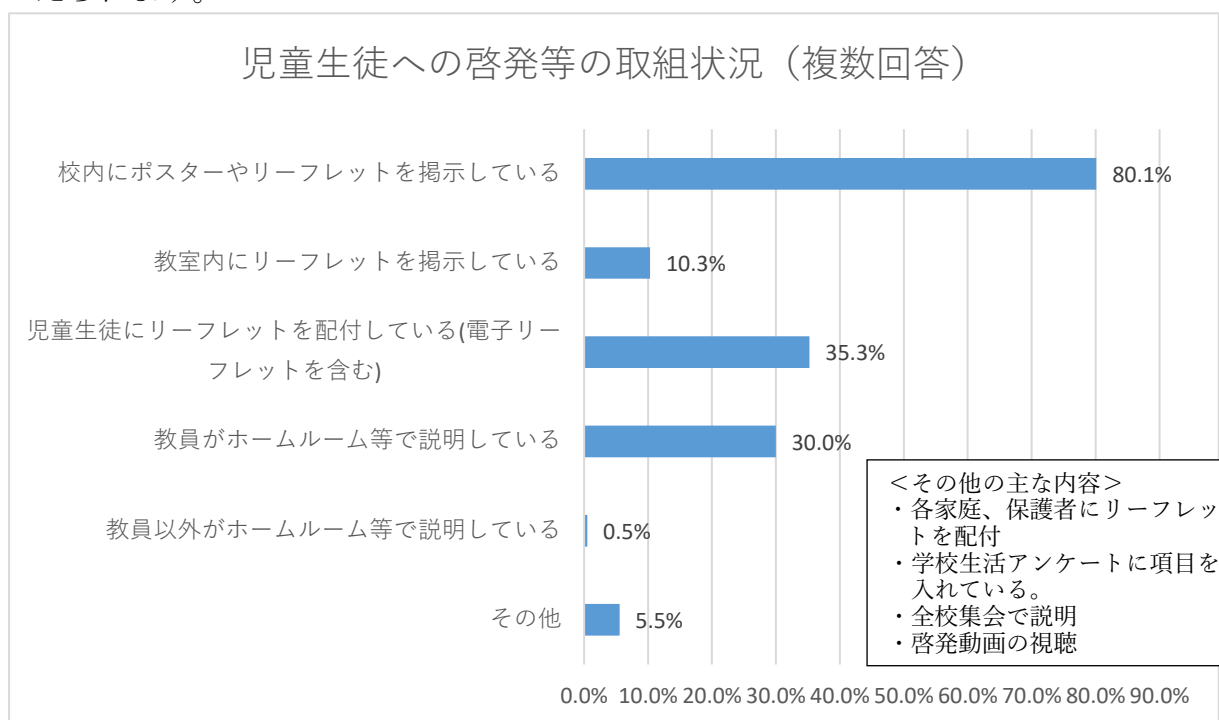
対象の学校種ごとに調査の結果概要を記載します。

A 小学校

ア 児童生徒への啓発等の取組状況（複数回答）

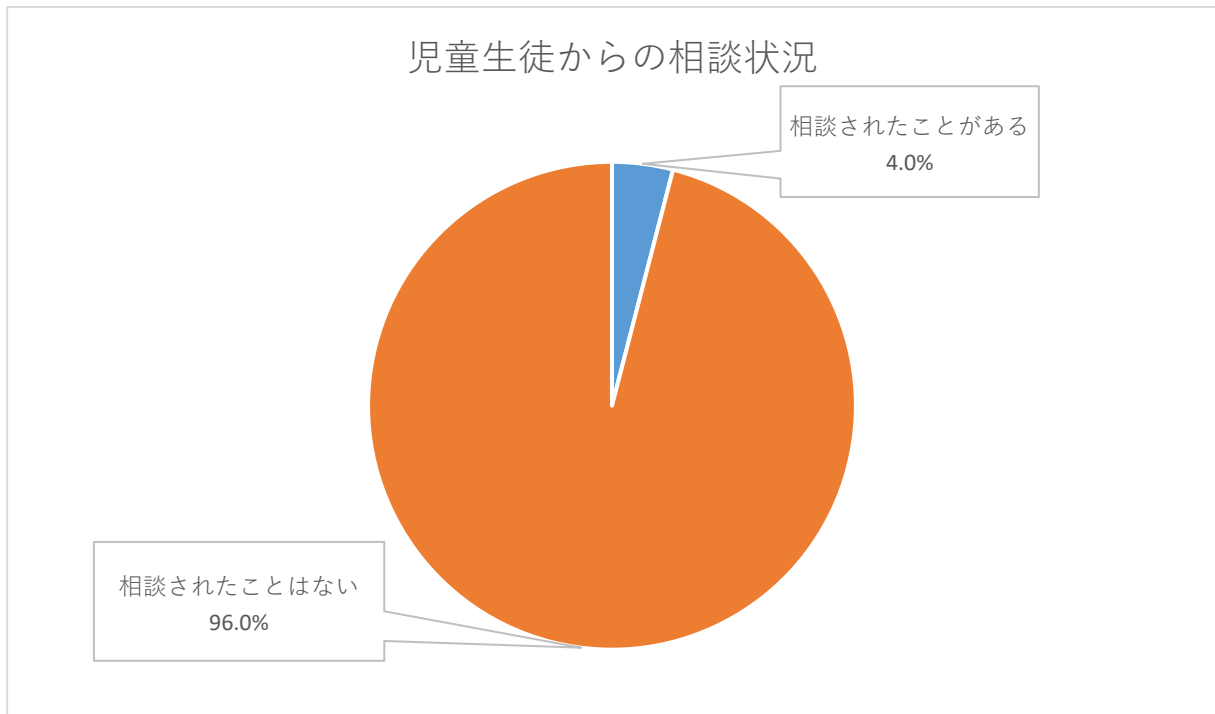
「児童生徒への啓発等の取組状況」については、「校内にポスター・リーフレットを掲示」が80.1%（318件）、「児童生徒へのリーフレット配付」が35.3%（140件）、「教員によるホームルーム等で説明」が30.0%（119件）という結果となりました。

なお、各学校とも、いずれかの方法で児童生徒への啓発に取り組んでいると考えられます。



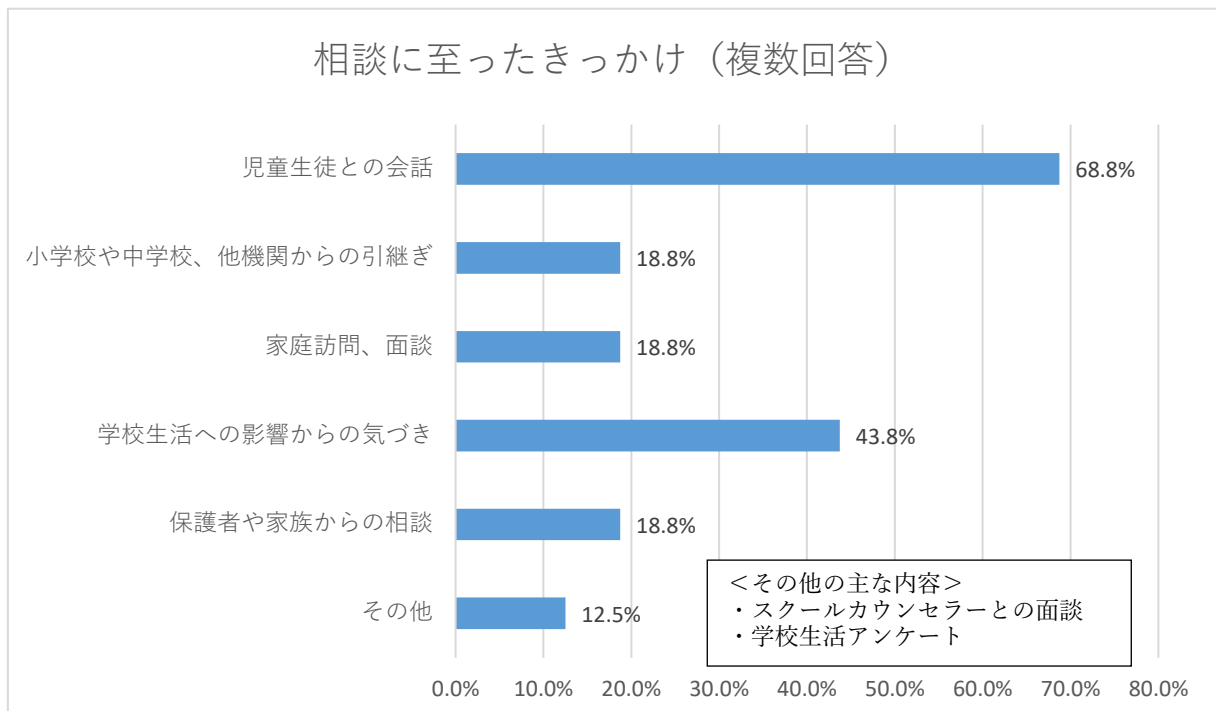
イ 児童生徒からの相談状況

「児童生徒からの相談状況」については、「相談されたことがある」が4.0%(16件)、「相談されたことはない」が96.0%(381件)という結果となりました。



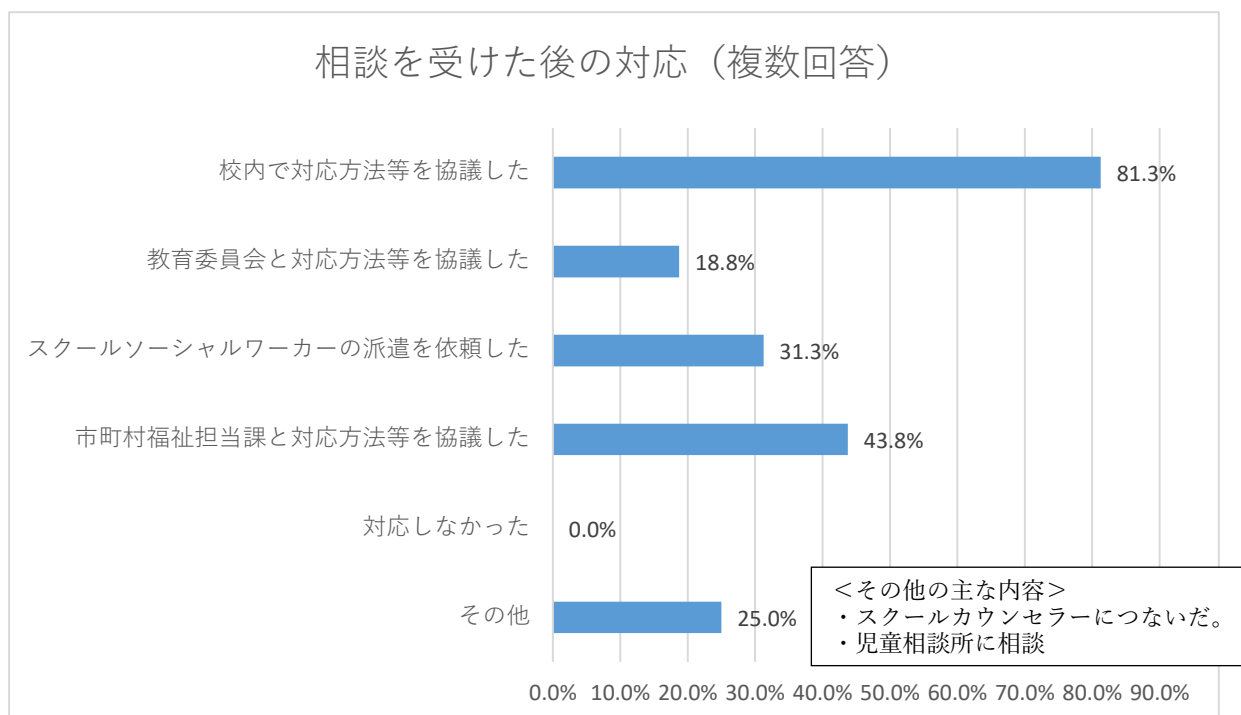
ウ 相談に至ったきっかけ（複数回答）

「相談に至ったきっかけ」については、「相談されたことがある」と回答した16件のうち、「児童との会話」が68.8%(11件)が最も多く、次いで「学校生活への影響からの気づき」が43.8%(7件)という結果となりました。



エ 相談を受けた後の対応（複数回答）

「相談を受けた後の対応」については、「相談されたことがある」と回答した16件のうち、「校内で協議」が81.3%（13件）、次いで「市町村福祉担当課と協議」が43.8%（7件）、「スクールソーシャルワーカーの派遣を依頼」が31.3%（5件）という結果となりました。



<対応後の主な状況(聞き取り)>
・対応は市に委ねているが、普通に登校しており、随時様子を観察している。
・外国籍で、家事を担い授業中に寝ていることもあるが、毎日登校している。父に問題があり、市とともに対応中
・母が知的障害で、ヘルパー・看護師が支援しているが、本人も家事を担い遅刻しがち。学校・市・SSWで定期的に共有会議を実施

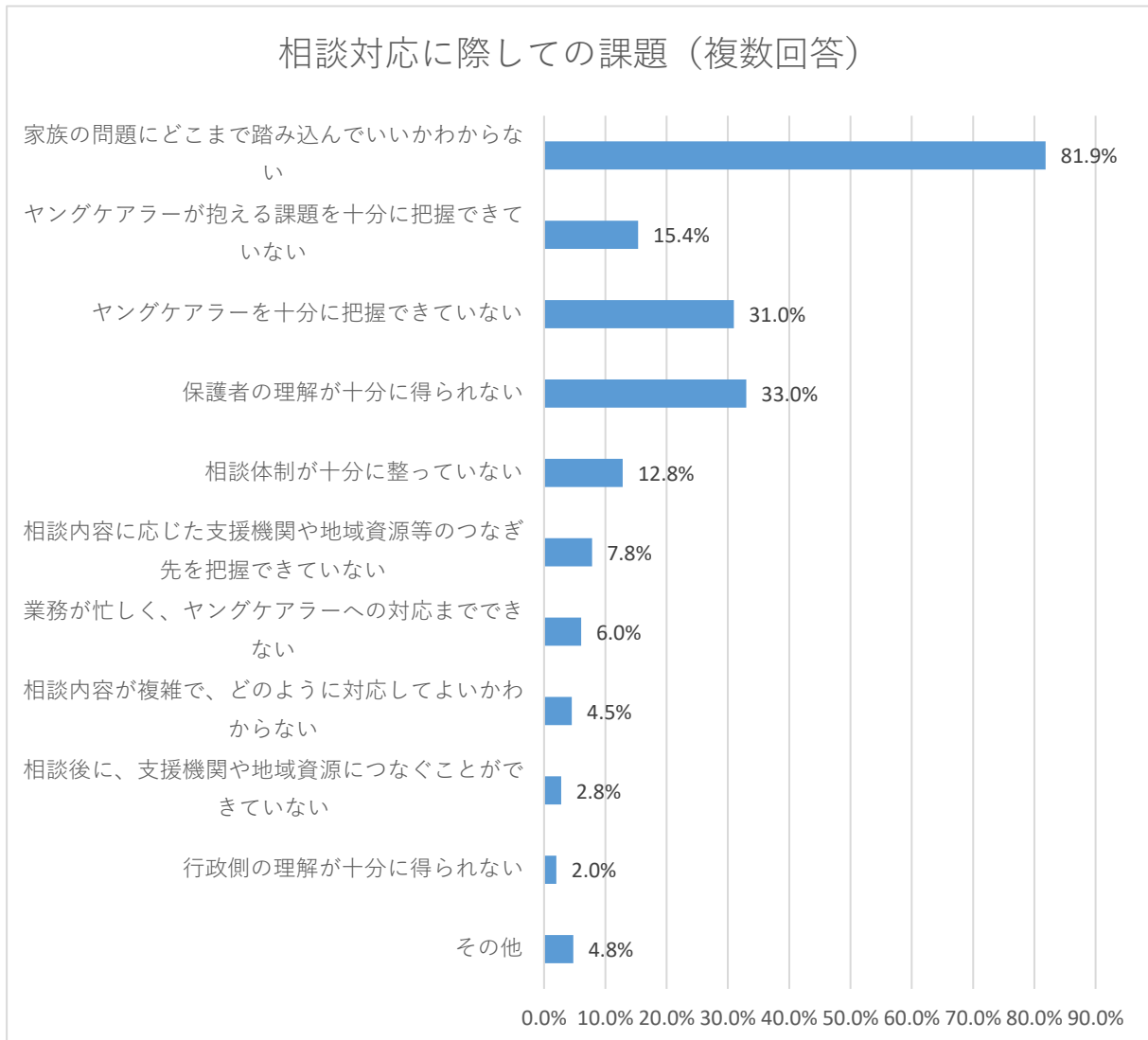
オ 児童生徒からの相談件数

「児童生徒からの相談件数」については、

- ・ 「相談されたことがある」と回答した16件のうち、「相談件数を把握している」が81.3%（13件）、「相談件数を把握していない」が18.8%（3件）という結果となりました。
- ・ 「相談件数を把握している」と回答した学校の延べ相談件数（合計）は、令和5年度が10件、令和6年度（10月末時点）が14件でした。

カ 相談対応に際しての課題（複数回答）

「相談対応に際しての課題」については、「家族の問題にどこまで踏み込んでいいかわからない」が81.9%（325件）が最も多く、次いで「保護者の理解が十分に得られない」が33.0%（131件）、「ヤングケアラーを十分に把握できていない」が31.0%（123件）という結果となりました。



<その他の主な内容>

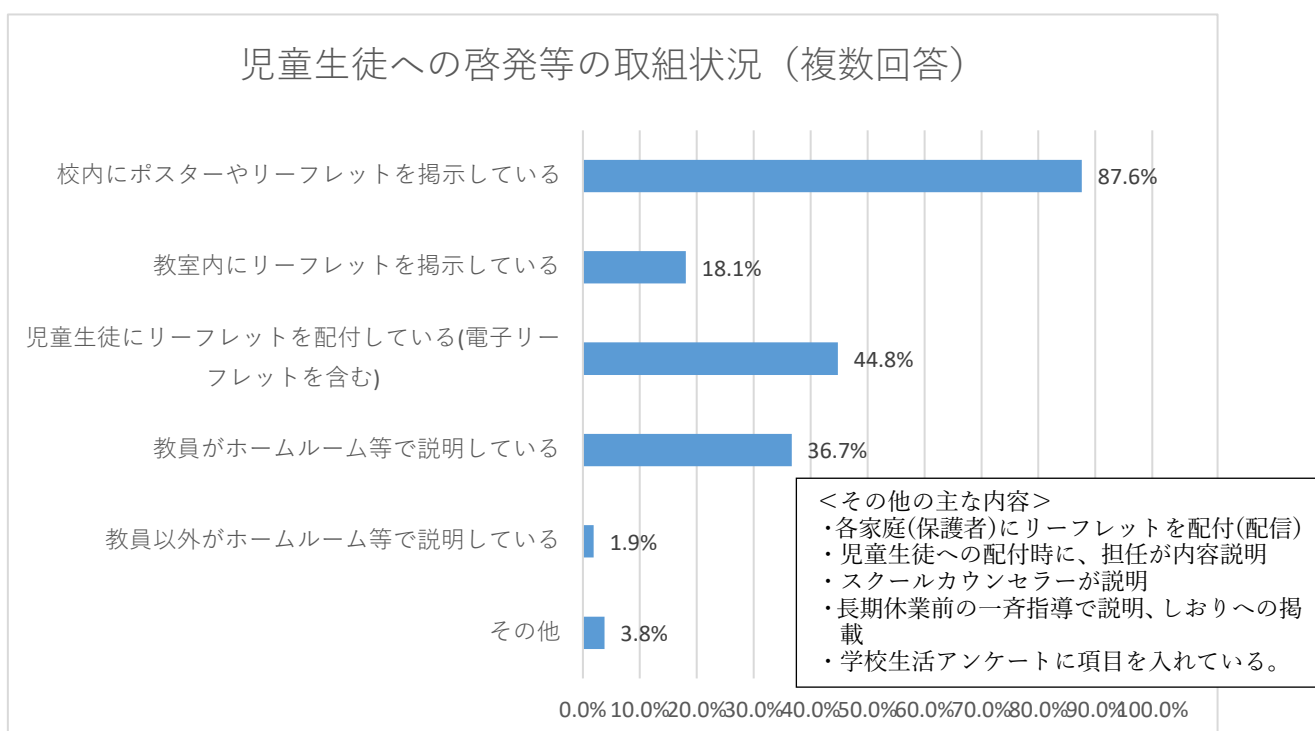
- ・児童自身に認識がない、隠している。
- ・市につないだ後の状況を把握できていない。
- ・疑いがある家庭・保護者への伝え方や確認に難しさがある（児童への配慮やその後の保護者との関係を踏まえて）。
- ・子どもと保護者の気持ちに寄り添った対応が必要
- ・教職員が取り組むべきことの共通理解
- ・スクールソーシャルワーカーの配置により対応可能な体制をとっている。

B 中学校・義務教育学校

ア 児童生徒への啓発等の取組状況（複数回答）

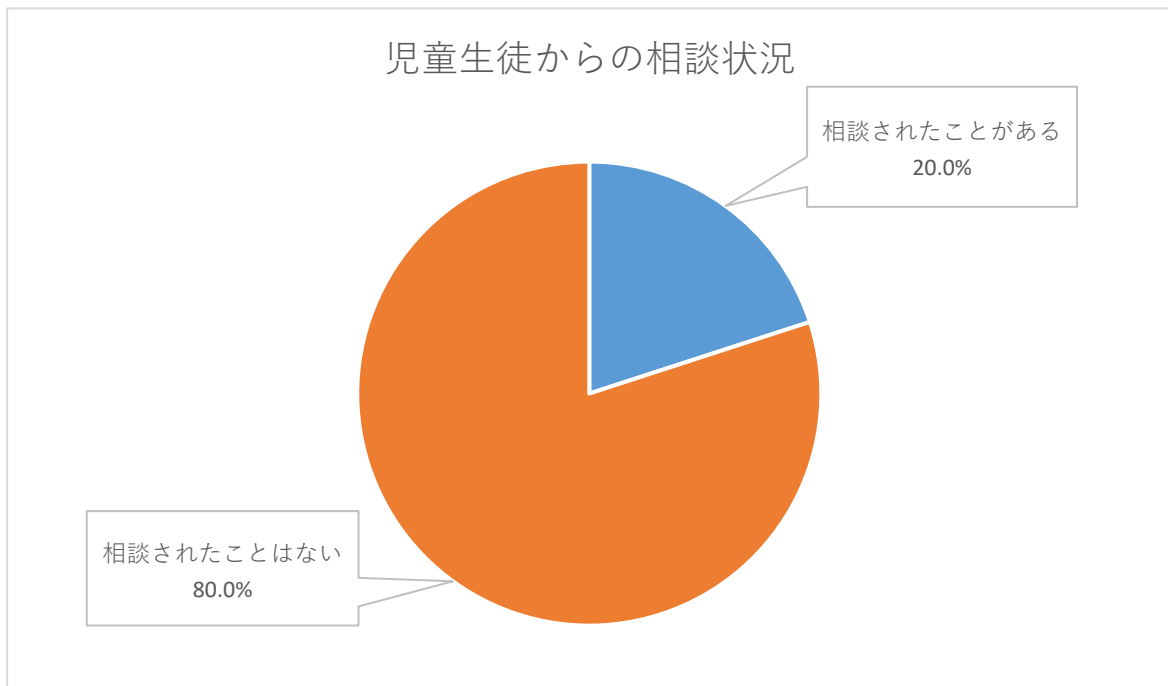
「児童生徒への啓発等の取組状況」については、「校内にポスター・リーフレットを掲示」が87.6%（184件）、「児童生徒へのリーフレット配付」が44.8%（94件）、「教員によるホームルーム等での説明実施」が36.7%（77件）という結果となりました。

なお、各学校とも、いずれかの方法で児童生徒への啓発に取り組んでいると考えられます。



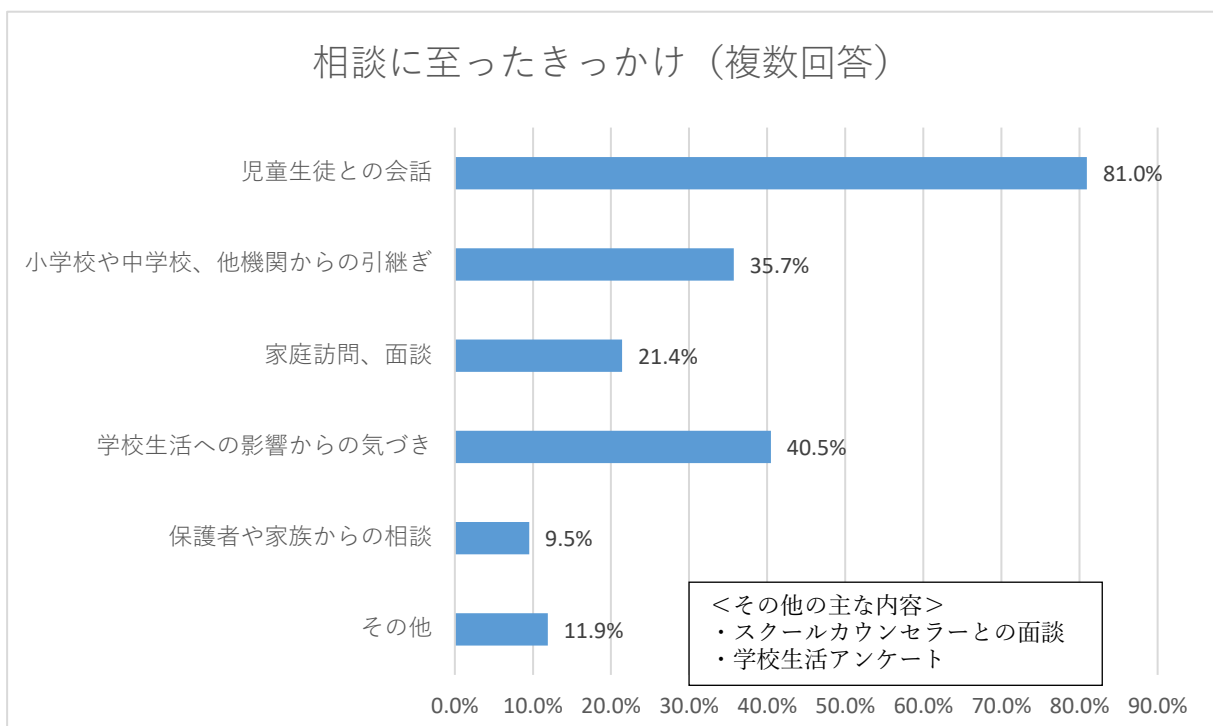
イ 児童生徒からの相談状況

「児童生徒からの相談状況」については、「相談されたことがある」が20.0%（42件）、「相談されたことはない」が80.0%（168件）という結果となりました。



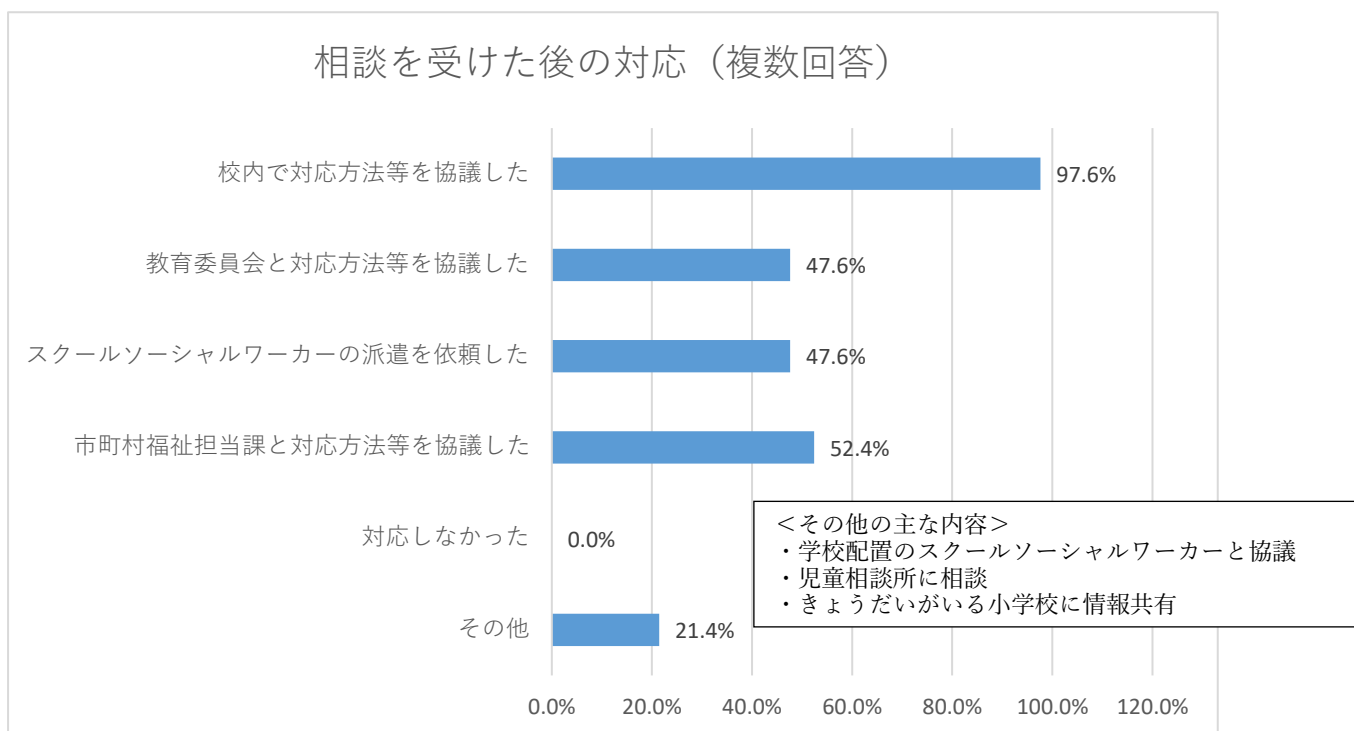
ウ 相談に至ったきっかけ（複数回答）

「相談に至ったきっかけ」については、「相談されたことがある」と回答した42件のうち、「児童との会話」が81.0%（34件）、「学校生活への影響からの気づき」が40.5%（17件）、「小学校や中学校、他機関からの引継ぎ」が35.7%（15件）という結果となりました。



エ 相談を受けた後の対応（複数回答）

「相談を受けた後の対応」については、「相談されたことがある」と回答した42件のうち、「校内で協議」が97.6%（41件）、「市町村福祉担当課と協議」52.4%（22件）、「教育委員会と協議」が47.6%（20件）、「スクールソーシャルワーカーの派遣を依頼」が47.6%（20件）という結果となりました。



<対応後の主な状況(聞き取り)>

- ・ネグレクトと判明し児相対応(施設入所)
- ・ネグレクト疑い(幼いきょうだいの世話)で市・児相が対応中
- ・幼いきょうだいを世話しているが、普通に登校していることもあり、月1回の面談等で生活の状況を聞いている。

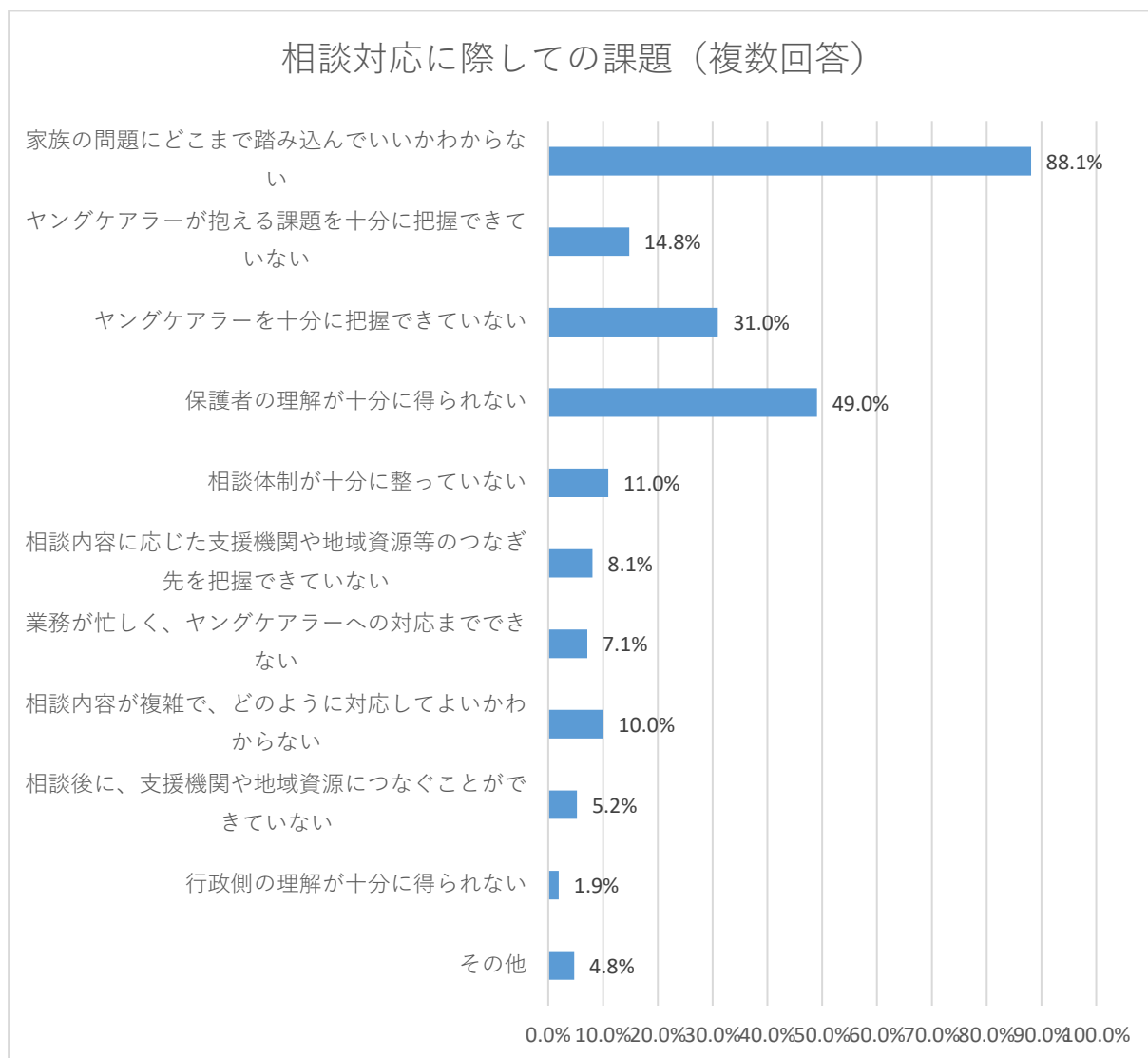
オ 児童生徒からの相談件数

「児童生徒からの相談件数」については、

- ・ 「相談されたことがある」と回答した42件のうち、「相談件数を把握している」が83.3%（35件）、「相談件数を把握していない」が16.7%（7件）という結果となりました。
- ・ 「相談件数を把握している」と回答した学校の延べ相談件数（合計）は、令和5年度が44件、令和6年度（10月末時点）が55件でした。

カ 相談対応に際しての課題（複数回答）

「相談対応に際しての課題」については、「家族の問題にどこまで踏み込んでい
いかかわからない」が 88.1% (185 件)、「保護者の理解が十分に得られない」が 49.0%
(103 件)、「ヤングケアラーを十分に把握できていない」が 31.0% (65 件) とい
う結果となりました。



<その他の主な内容>

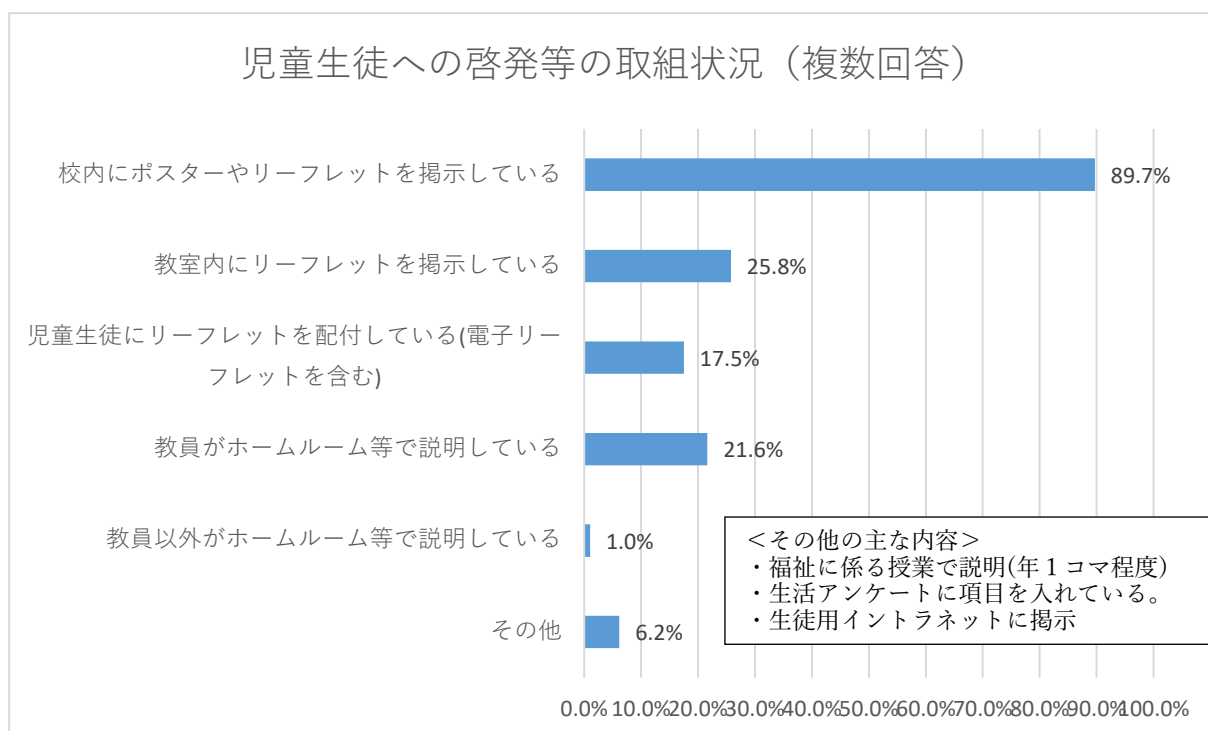
- ・生徒の SOS をしっかりキャッチするシステムがないと、若手教員が多い中、看過されてしまう。生徒指導上問題のない生徒の場合は見過ごされている可能性を感じる。
- ・保護者との信頼関係を崩したくないため、詳しく聞き取ることが難しい。相談された生徒と保護者との関係も壊したくないため、結局聞き取りは、生徒からのみになってしまう、その整合性を確かめる術がない。
- ・生徒自身から相談することが難しく、把握が難しい。
- ・本人の心のケア
- ・外国籍生徒の保護者にヤングケアラーの問題についての理解が進まない。
- ・市に対応を依頼し、改善されているケースもある。

C 高等学校・中等教育学校

ア 児童生徒への啓発等の取組状況（複数回答）

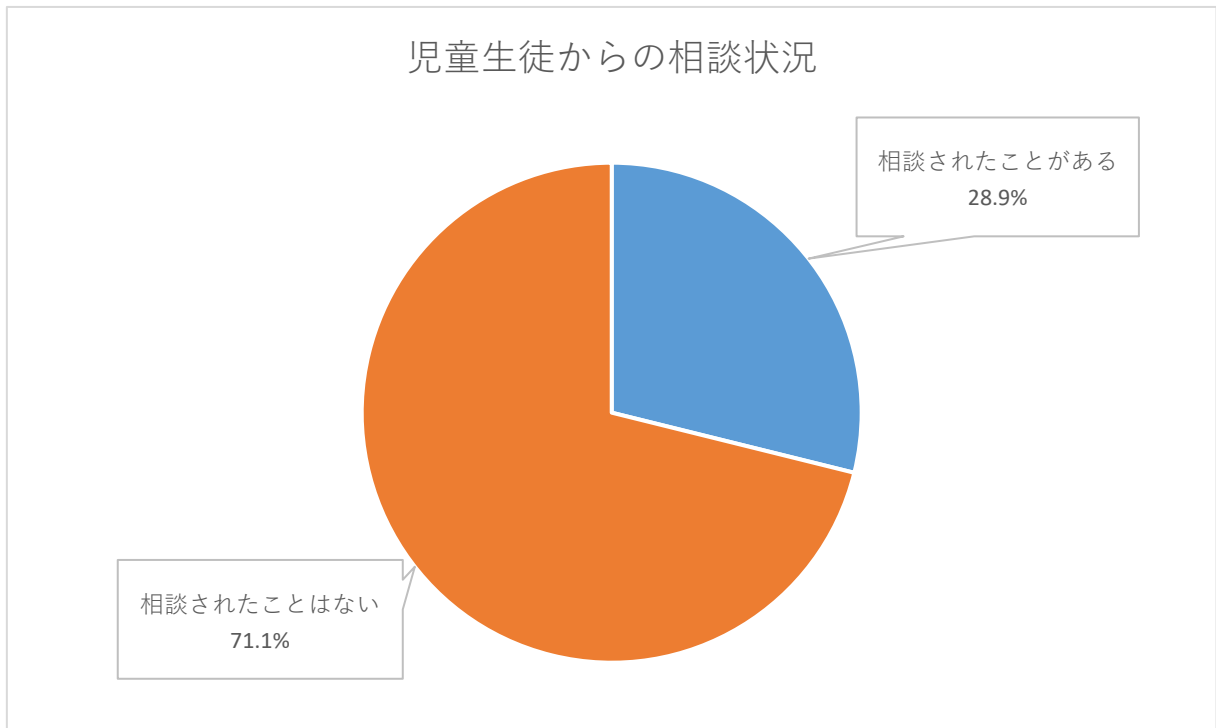
「児童生徒への啓発等の取組状況」については、「校内にポスター・リーフレットを掲示」が89.7%（87件）、「教室内にリーフレットを掲示」が25.8%（25件）、「教員によるホームルーム等での説明実施」が21.6%（21件）、という結果となりました。

なお、各学校とも、いずれかの方法で児童生徒への啓発に取り組んでいると考えられます。



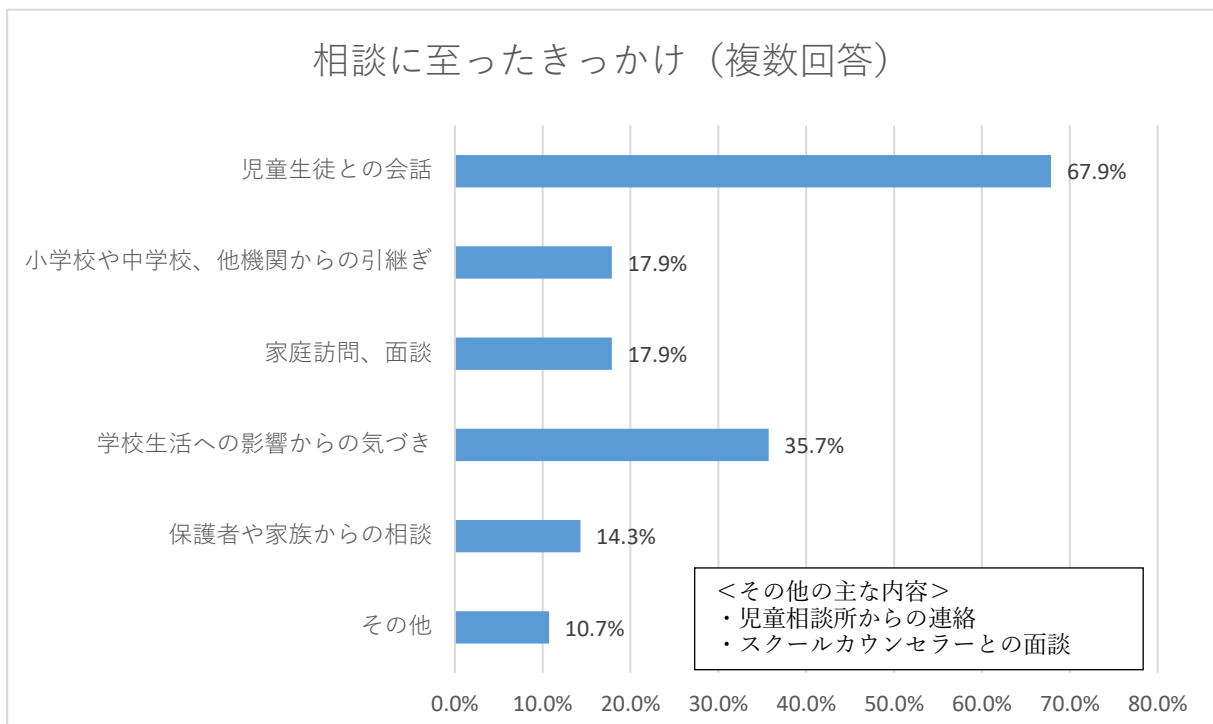
イ 児童生徒からの相談状況

「児童生徒からの相談状況」については、「相談されたことがある」が28.9%（28件）、「相談されたことはない」が71.1%（69件）という結果となりました。



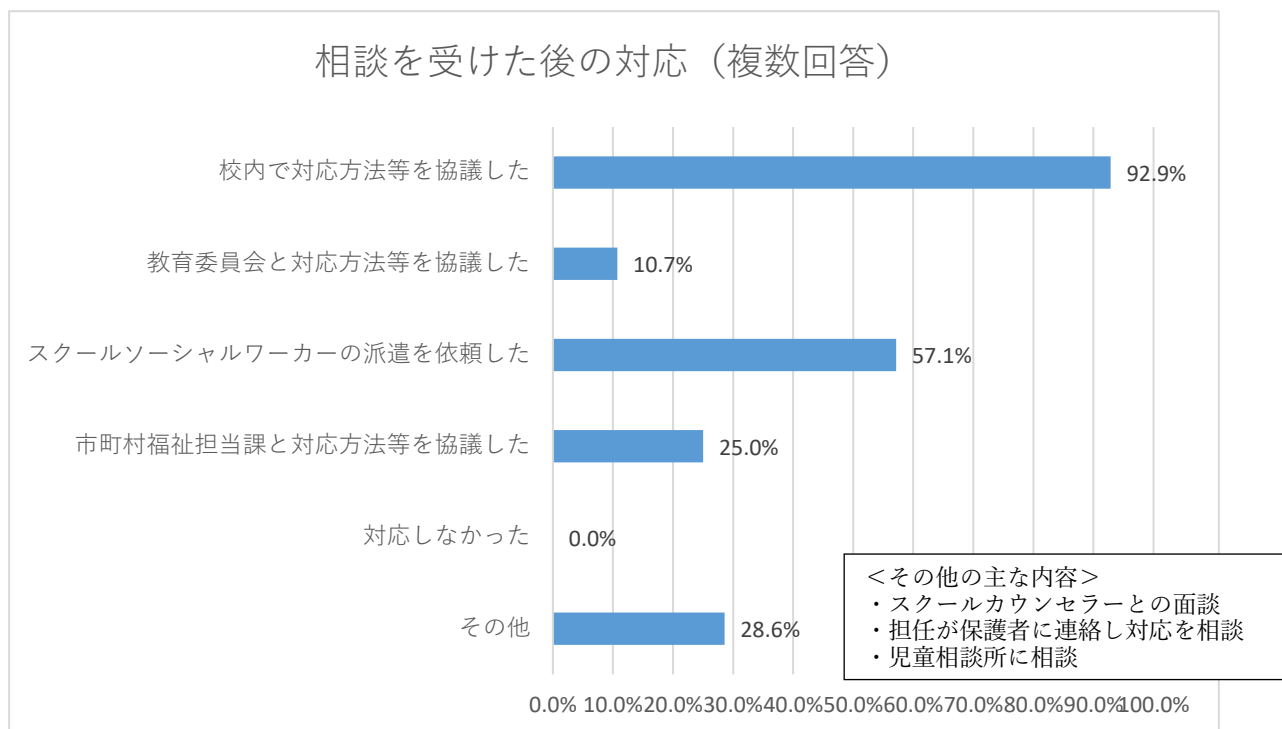
ウ 相談に至ったきっかけ（複数回答）

「相談に至ったきっかけ」については、「相談されたことがある」と回答した28件のうち、「児童生徒との会話」が67.9%（19件）、「学校生活への影響からの気づき」が35.7%（10件）という結果となりました。



エ 相談を受けた後の対応（複数回答）

「相談を受けた後の対応」については、「相談されたことがある」と回答した 28 件のうち、「校内で協議」が 92.9%（26 件）、「スクールソーシャルワーカーの派遣を依頼」が 57.1%（16 件）という結果となりました。



<対応後の主な状況(聞き取り)>

- ・スクールソーシャルワーカーが市福祉担当課と福祉サービスについて近々協議予定
- ・普通に登校していることもあり、随時面談等で生活の状況を聞いている。
- ・通信制で本人の登校頻度は多くないが、生活状況を聞くようにしている。

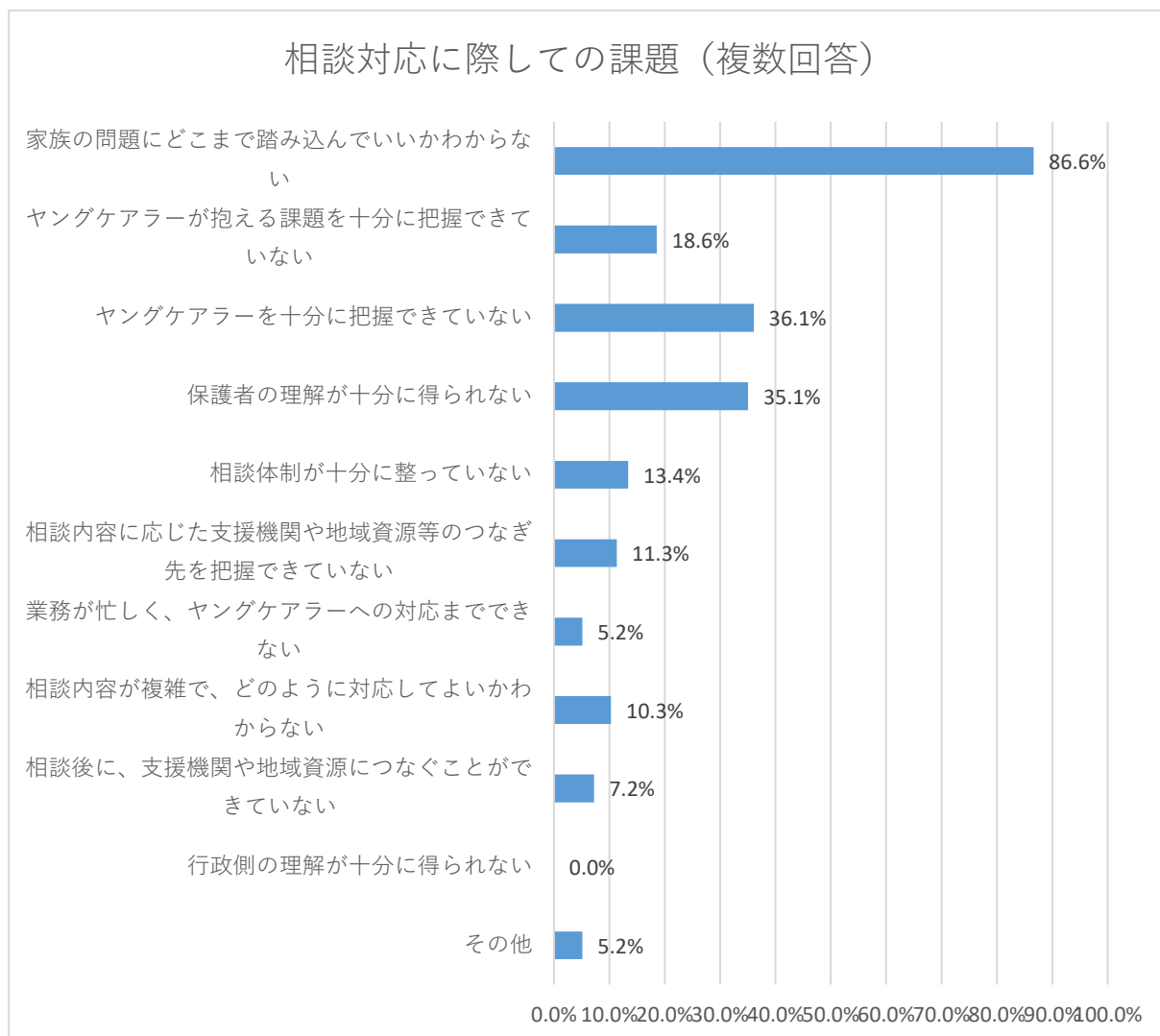
オ 児童生徒からの相談件数

「児童生徒からの相談件数」については、

- ・ 「相談されたことがある」と回答した 28 件のうち、「相談件数を把握している」が 85.7%（24 件）、「相談件数を把握していない」が 14.3%（4 件）という結果となりました。
- ・ 「相談件数を把握している」と回答した学校の延べ相談件数（合計）は、令和 5 年度が 27 件、令和 6 年度（10 月末時点）が 41 件。

カ 相談対応に際しての課題（複数回答）

「相談対応に際しての課題」については、「家族の問題にどこまで踏み込んでい
いかかわからない」が86.6%（84件）、「ヤングケアラーを十分に把握できていない」
が36.1%（35件）、「保護者の理解が十分に得られない」が35.1%（34件）という
結果となりました。



<その他の主な内容>

- ・ヤングケアラーの定義が明確には分かっていない。
- ・生徒からの申告や相談等はないので、実態把握が難しい。

（3）調査結果を踏まえた課題

- ・児童生徒への啓発等の取組については、個々の児童生徒へのリーフレット配付及びホームルーム等での説明実施を促進する必要があることがわかりました。
- ・相談対応に際しては、スクールソーシャルワーカーの更なる活用や、令和6年度に福祉政策課で作成した「ヤングケアラーと思われる子どもに気付くためのチェックリスト」を学校へ周知し、活用を促進する必要があることがわかりました。

2 ケアラー実態調査

(1) 調査の実施概要

○実施時期 令和7年7月～8月

○調査対象 以下のとおり

① 当事者（ケアラー本人）

対象	回答数	調査方法
高齢者のケアラー	217人	WEBアンケート
障害者のケアラー	84人	WEBアンケート
ダブルケア者	89人	WEBアンケート

※高齢者のケアラーは、③支援機関のうち地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の利用者に回答を依頼

※障害者のケアラーは、③支援機関のうち障害者相談支援事業所の利用者に回答を依頼

※ダブルケア者は、保育施設、地域子育て支援拠点、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、居宅介護支援事業所の利用者のうち、育児と介護を同時に行う方を対象に回答を依頼

② ケアラー当事者団体

対象	対象か所数	回答数	回答率	調査方法
家族の会等	16か所	13か所	81.3%	WEBアンケート

③ 支援機関

対象	対象か所数	回答数	回答率	調査方法
地域包括支援センター	94か所	72か所	76.6%	WEBアンケート
障害者相談支援事業所	372か所	117か所	31.5%	WEBアンケート
民生委員児童委員協議会	141か所	74か所	52.5%	WEBアンケート
居宅介護支援事業所	848か所	212か所	25.0%	WEBアンケート

※支援機関あてに調査を行い、477か所から回答があり、うち2か所は事業所種別が無回答

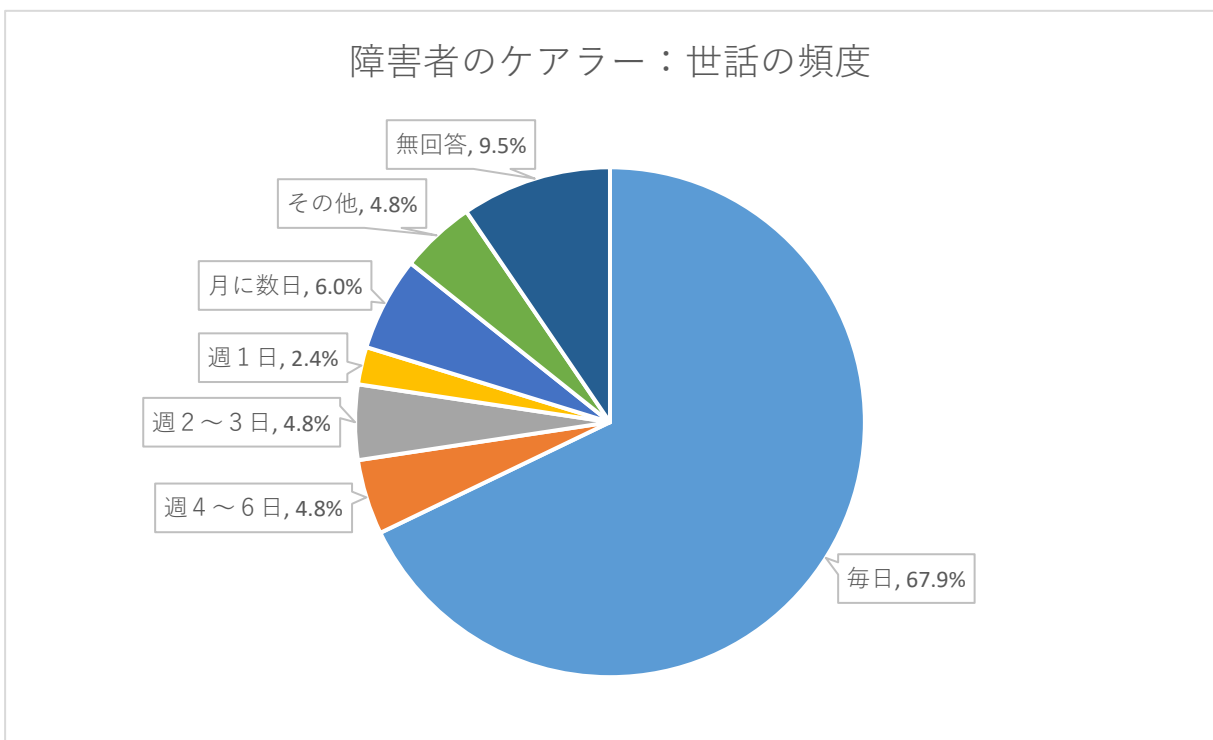
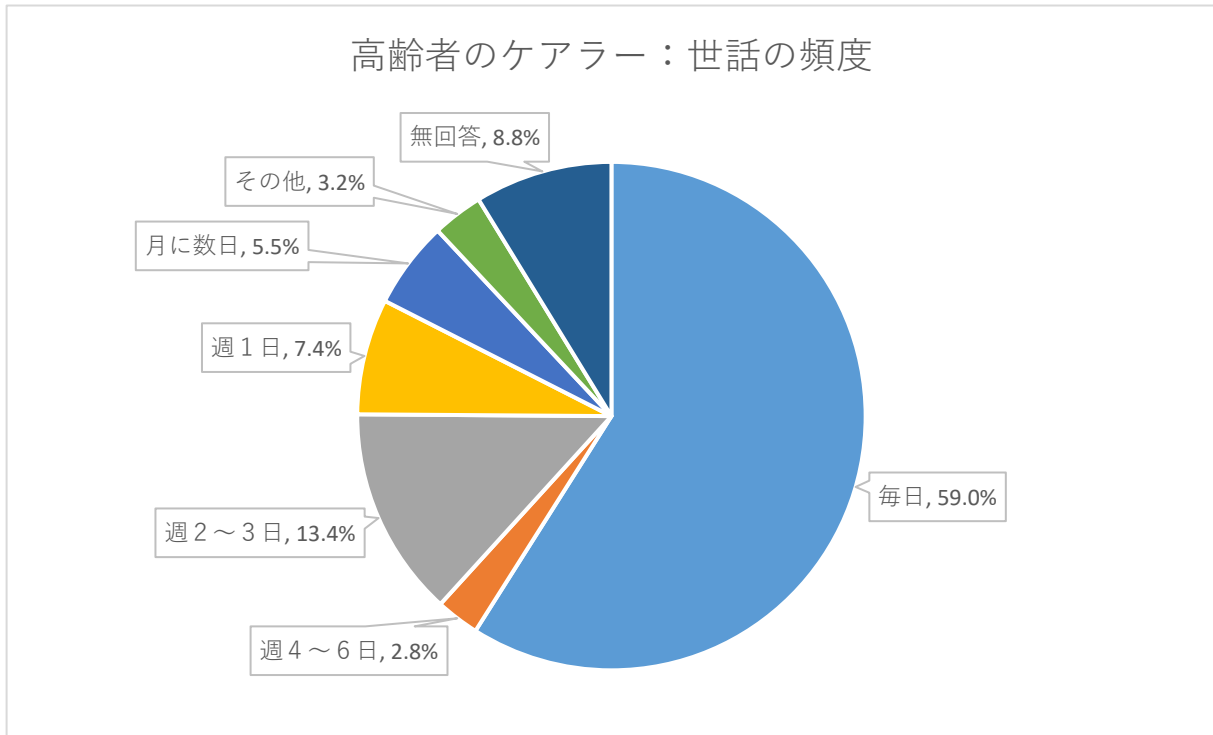
(2) 調査の結果概要

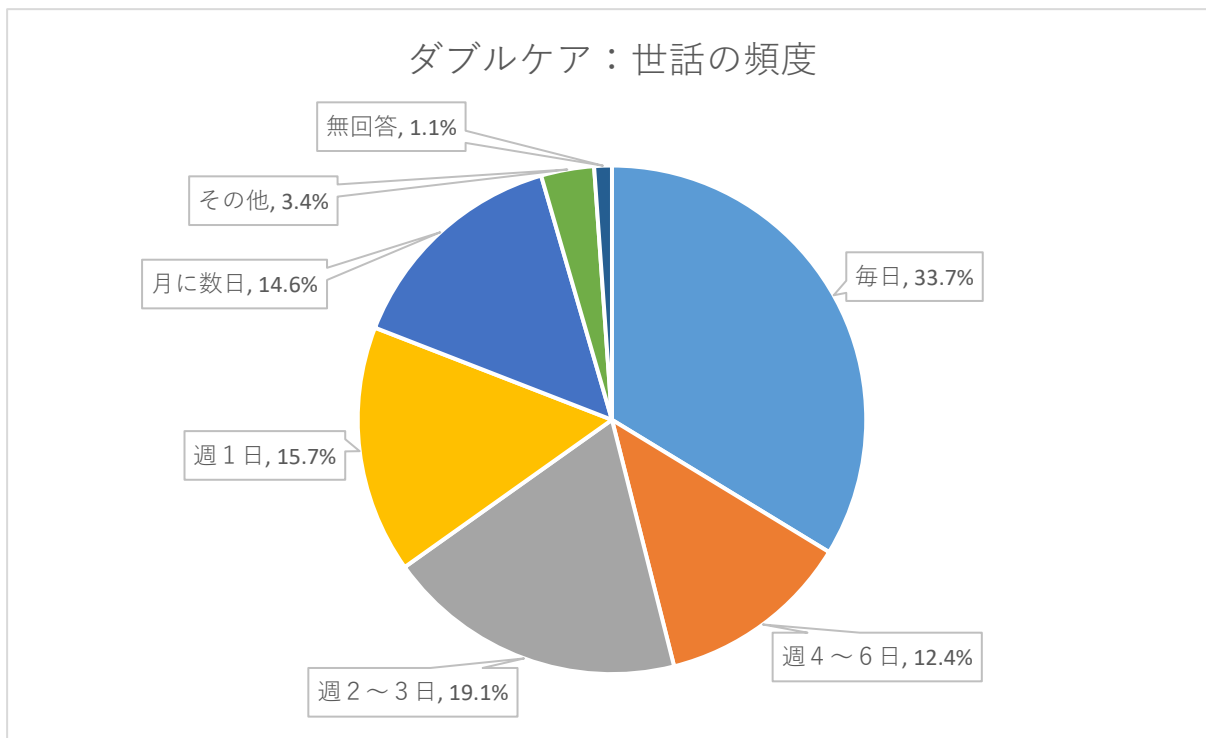
※当事者（ケアラー本人）、ケアラー当事者団体、支援機関を対象に行った調査の結果概要を記載します。

A 当事者（ケアラー）へのアンケート結果

【項目1：世話の頻度】

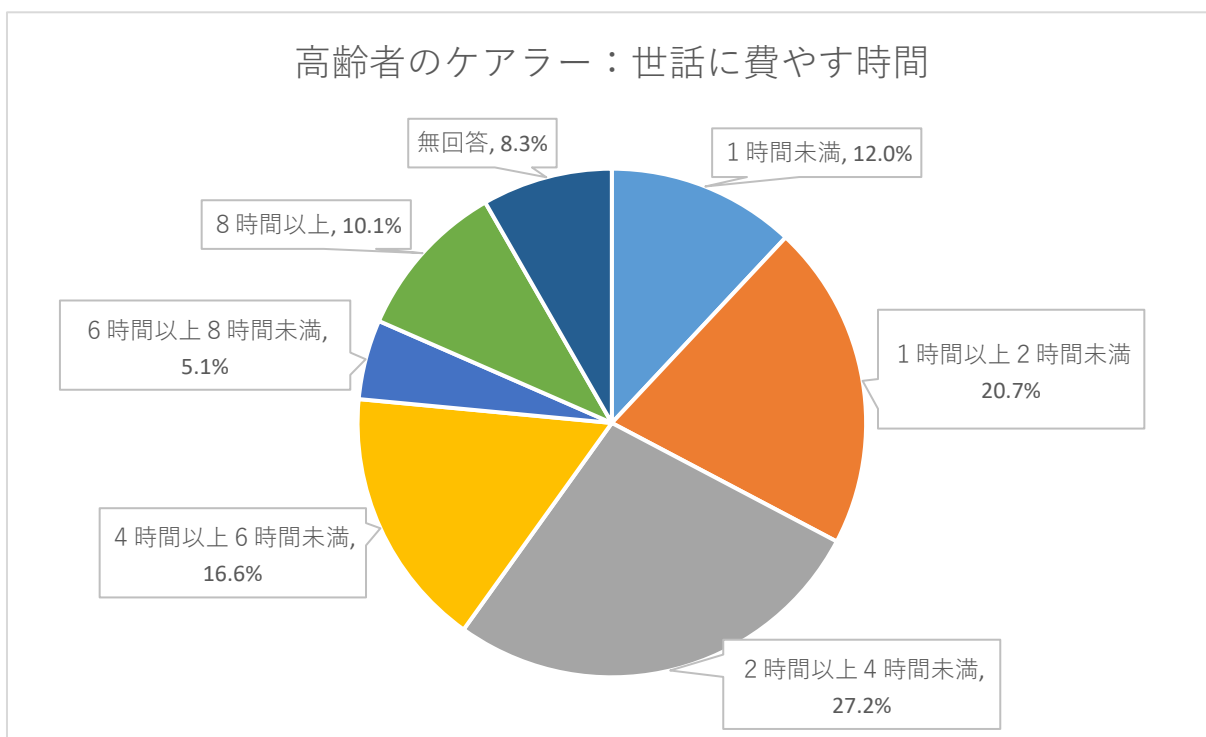
「世話の頻度」については、高齢者のケアラー、障害者のケアラー、ダブルケアのいずれも「毎日」が最も多い結果となりました。



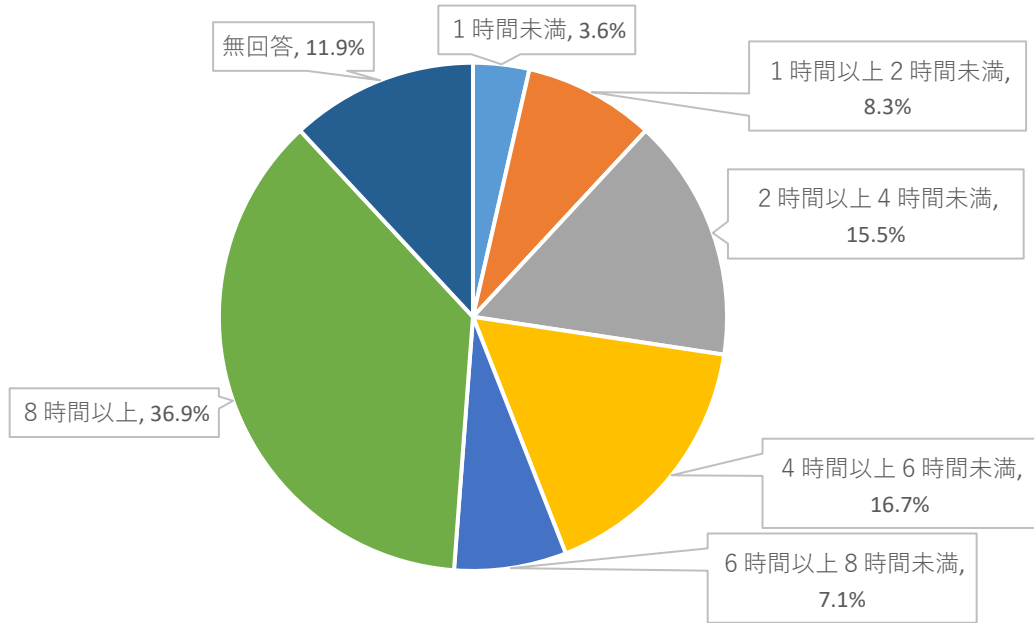


【項目2：世話に費やす時間】

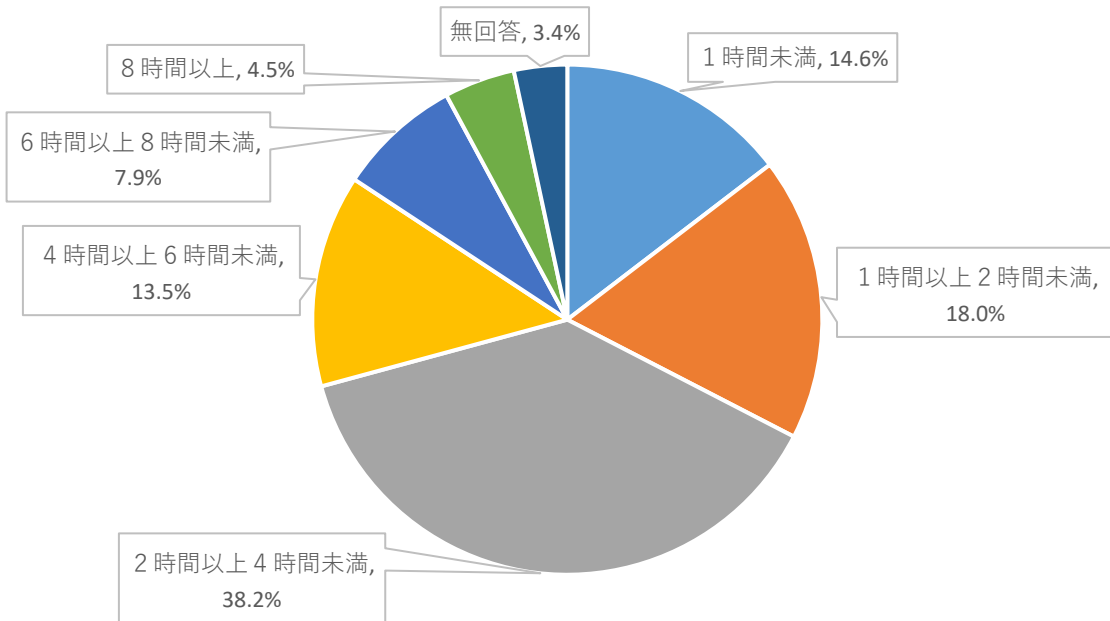
「1日あたりの世話に費やす時間」については、高齢者のケアラー、ダブルケアは「2時間以上4時間未満」が最も多く、障害者のケアラーは「8時間以上」が最も多い結果となりました。



障害者のケアラー：世話に費やす時間

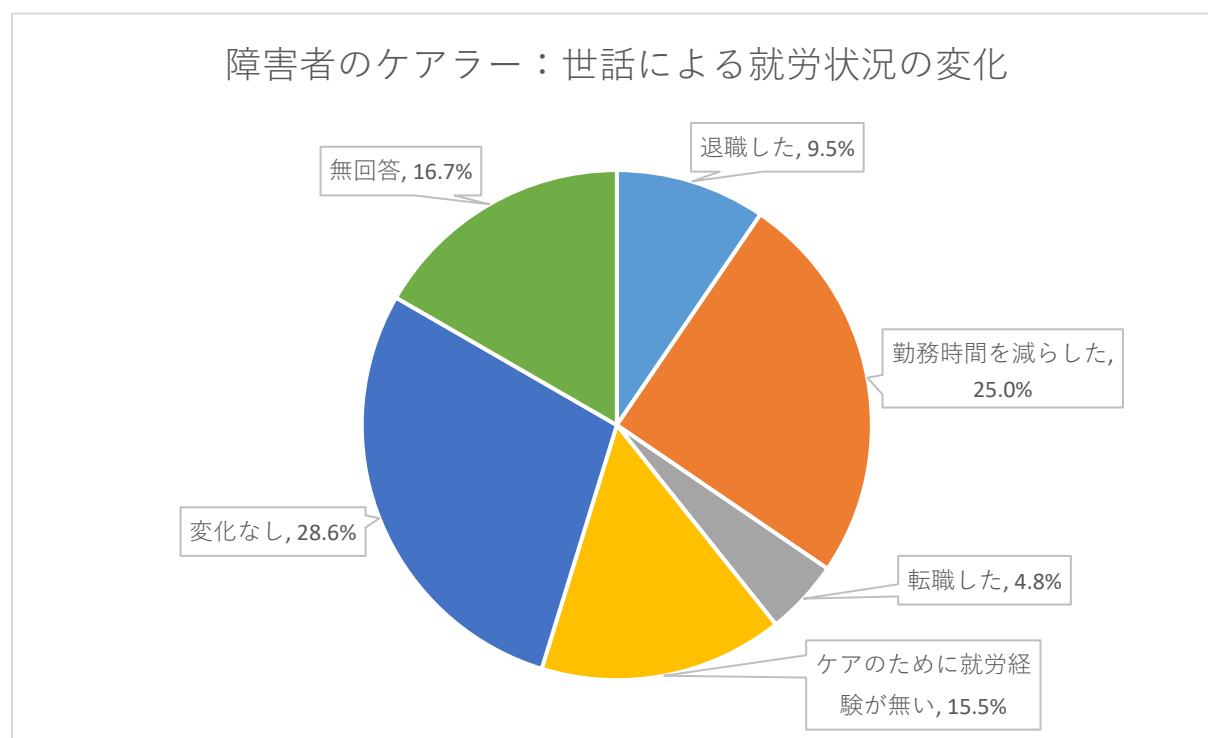
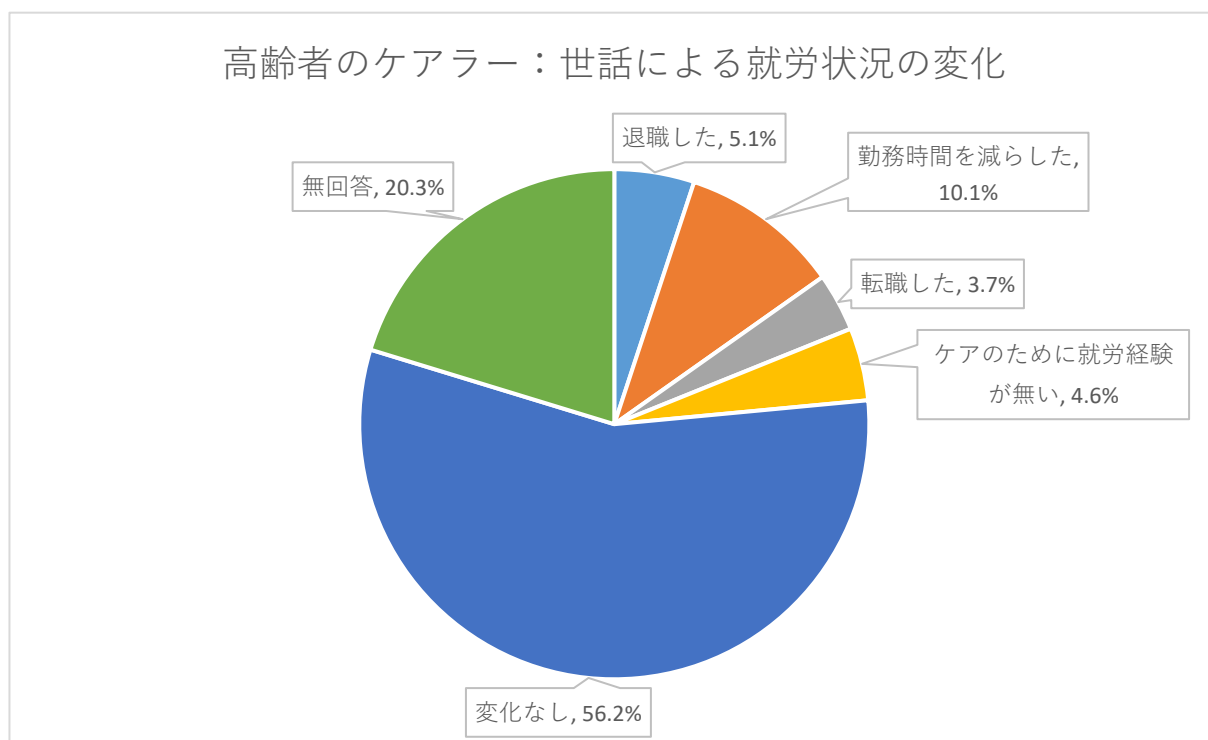


ダブルケア：世話に費やす時間

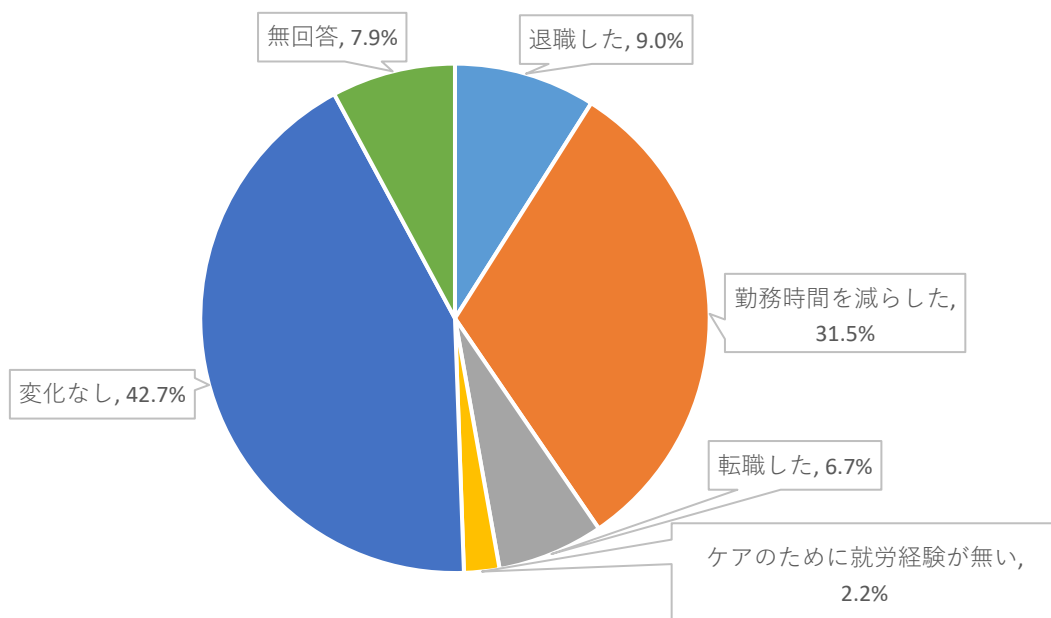


【項目3：世話による就労状況の変化】

「世話による就労状況の変化」については、高齢者のケアラー、障害者のケアラー、ダブルケアのいずれも「変化なし」が最も多い一方で、ダブルケアでは「退職した」「勤務時間を減らした」「転職した」の計が47%と、約半数が世話により影響を受けている結果になりました。



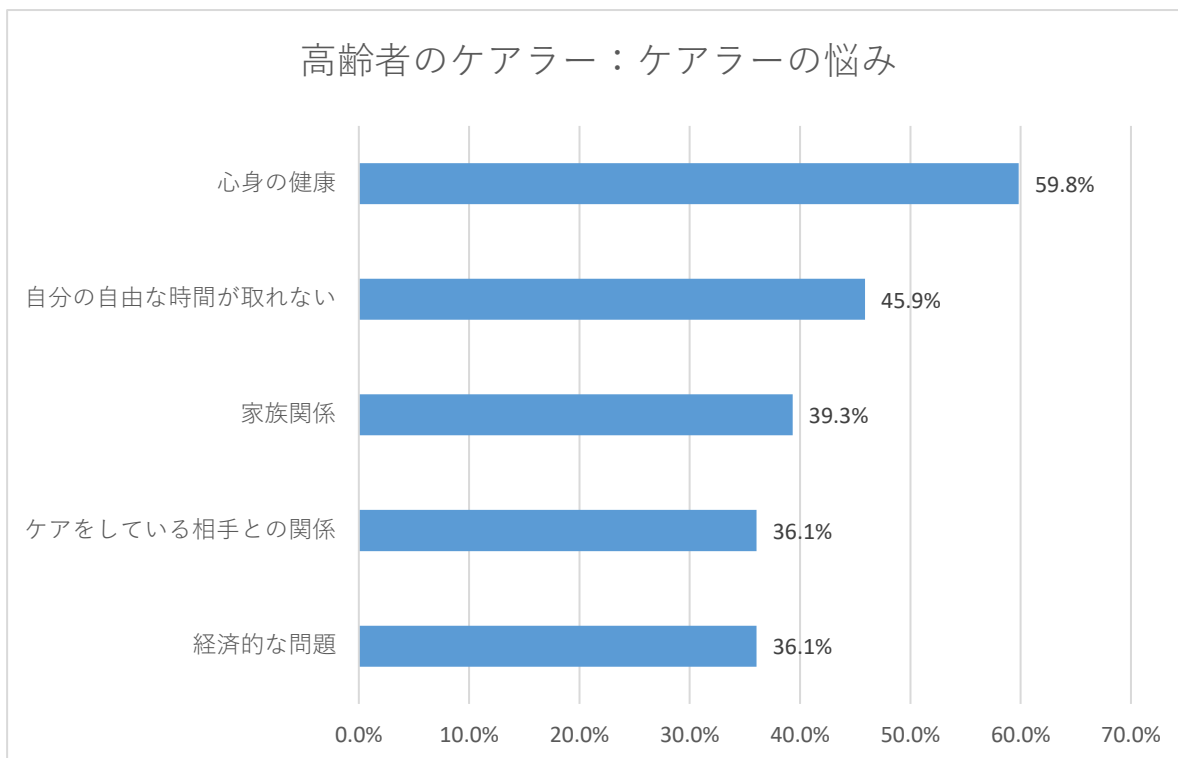
ダブルケア：世話による就労状況の変化

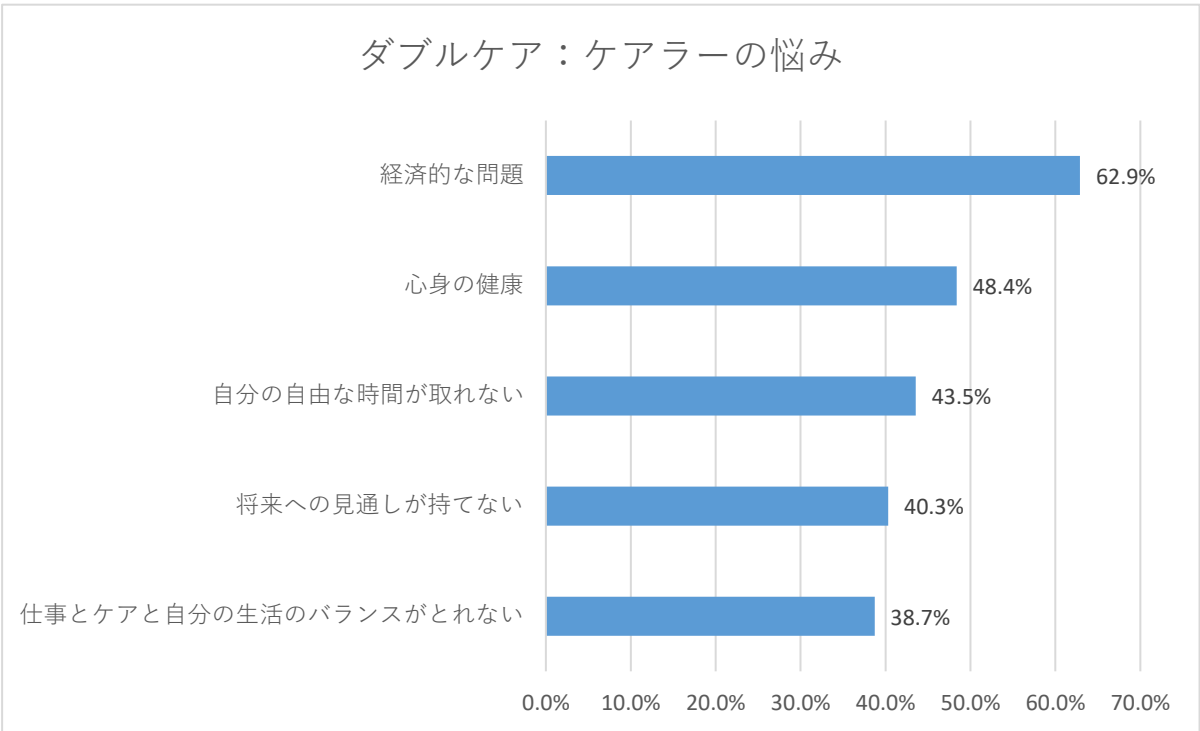
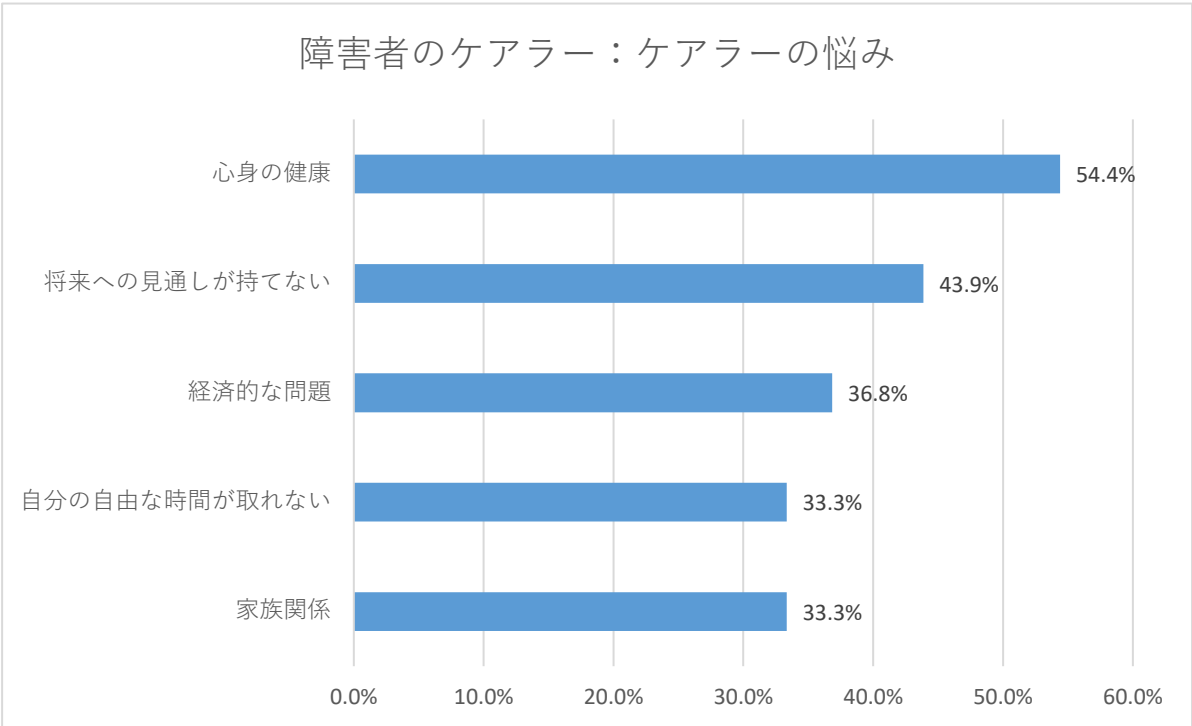


【項目4：ケアラーの悩み】

「ケアラーの悩み」について質問したところ、高齢者のケアラー、障害者のケアラーとも「心身の健康」が最も多かったものの、ダブルケアは「経済的な問題」が最も多い結果となりました。（複数回答）

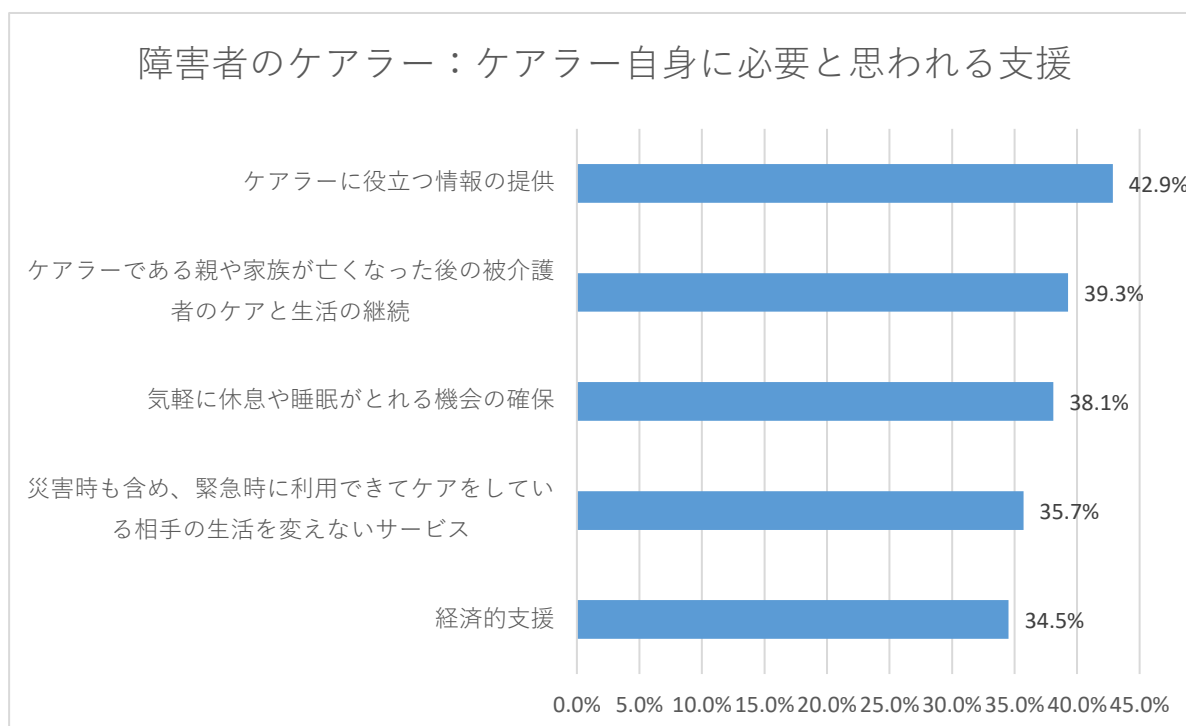
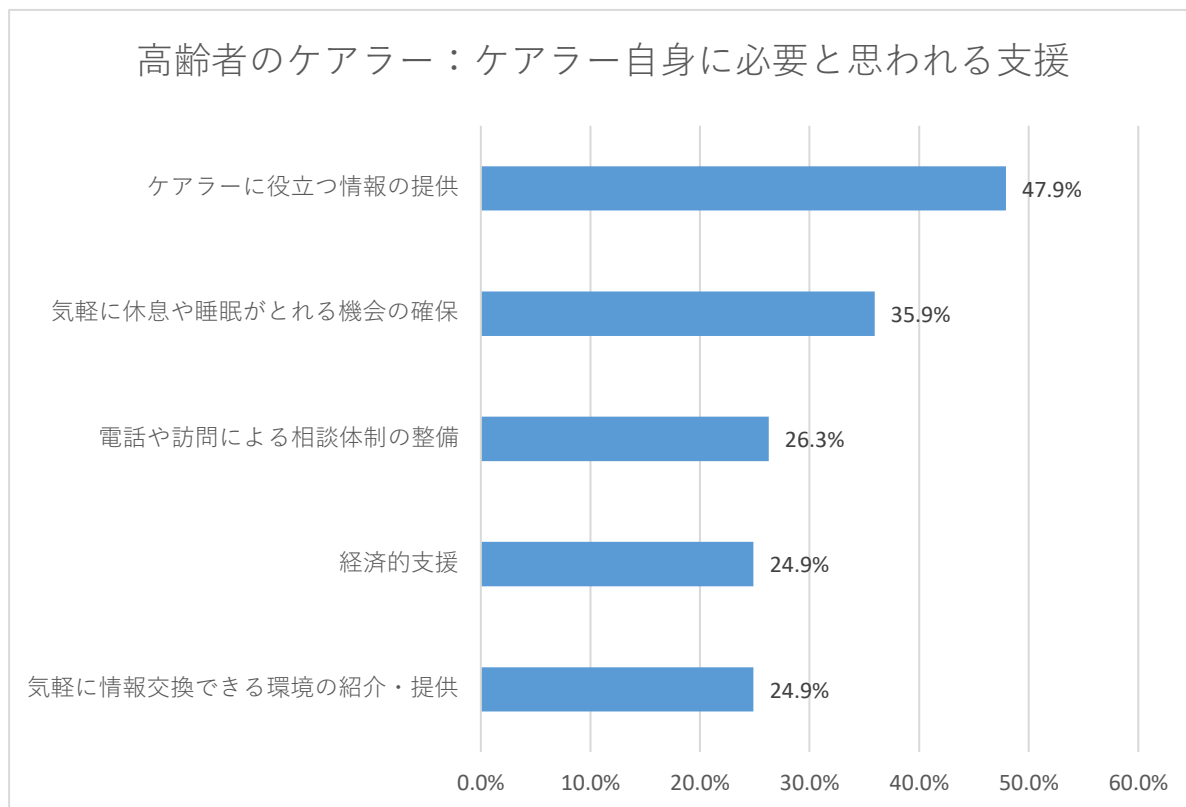
高齢者のケアラー：ケアラーの悩み



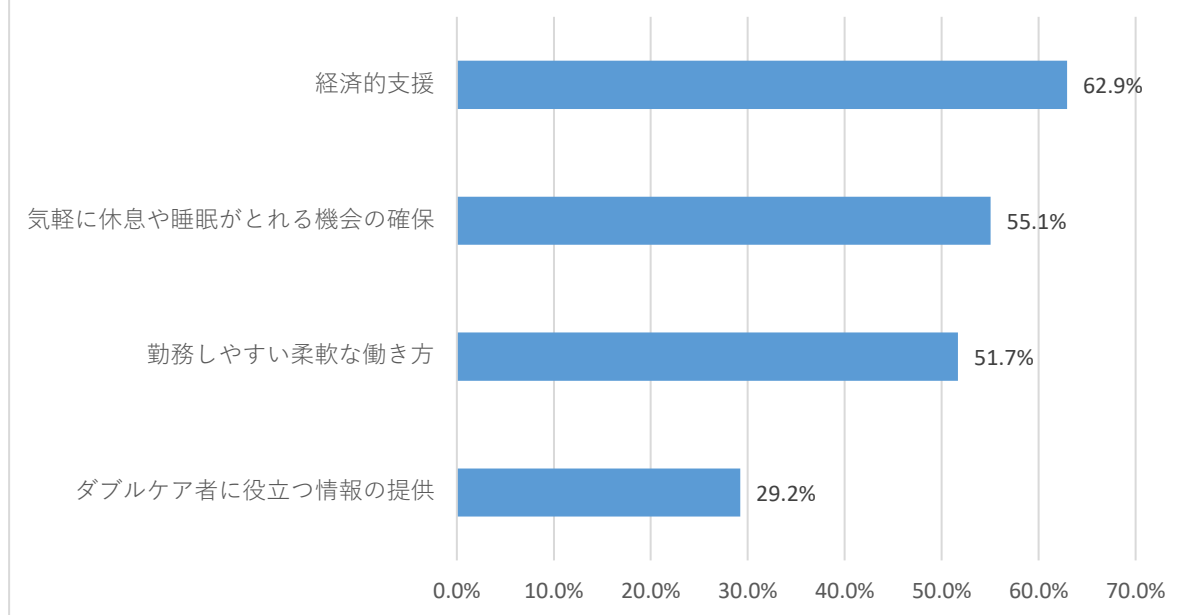


【項目5：ケアラー自身に必要と思われる支援】

「ケアラー自身に必要と思われる支援」について質問したところ、高齢者のケアラー、障害者のケアラーとも「ケアラーに役立つ情報の提供」が最も多く、ダブルケアは「経済的支援」が最も多い結果となりました。（複数回答）



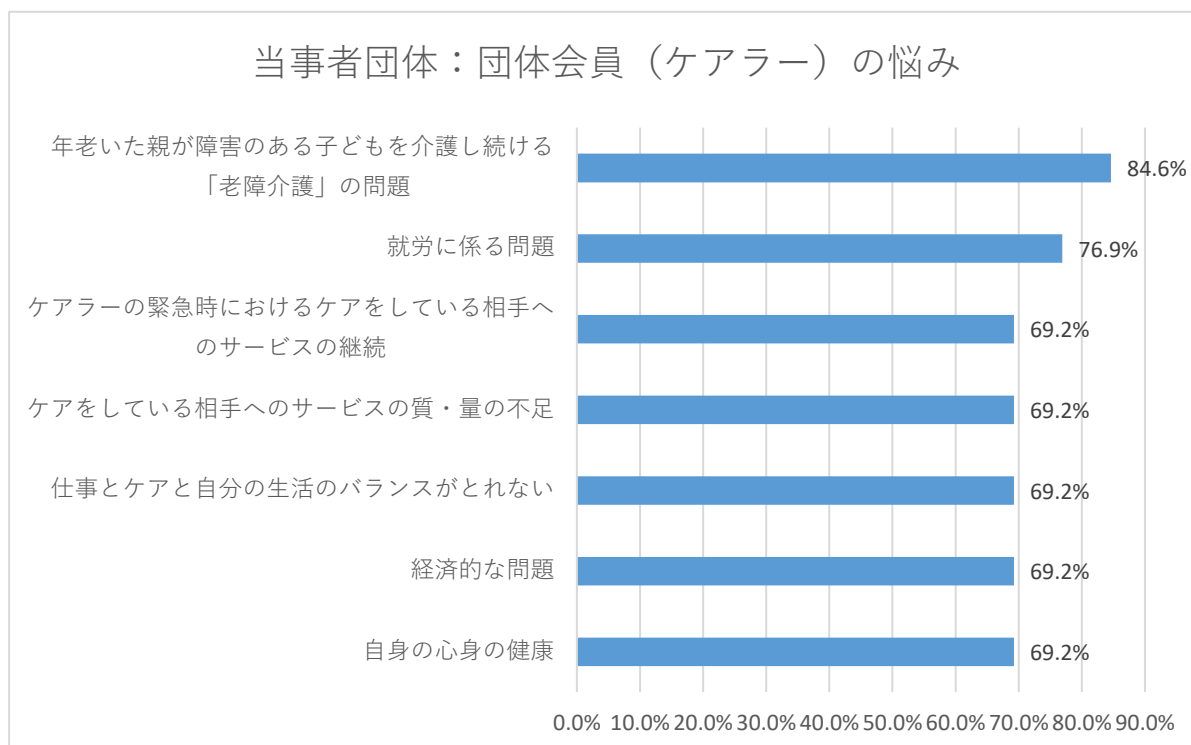
ダブルケア：ケアラー自身に必要と思われる支援



B ケアラー当事者団体へのアンケート結果

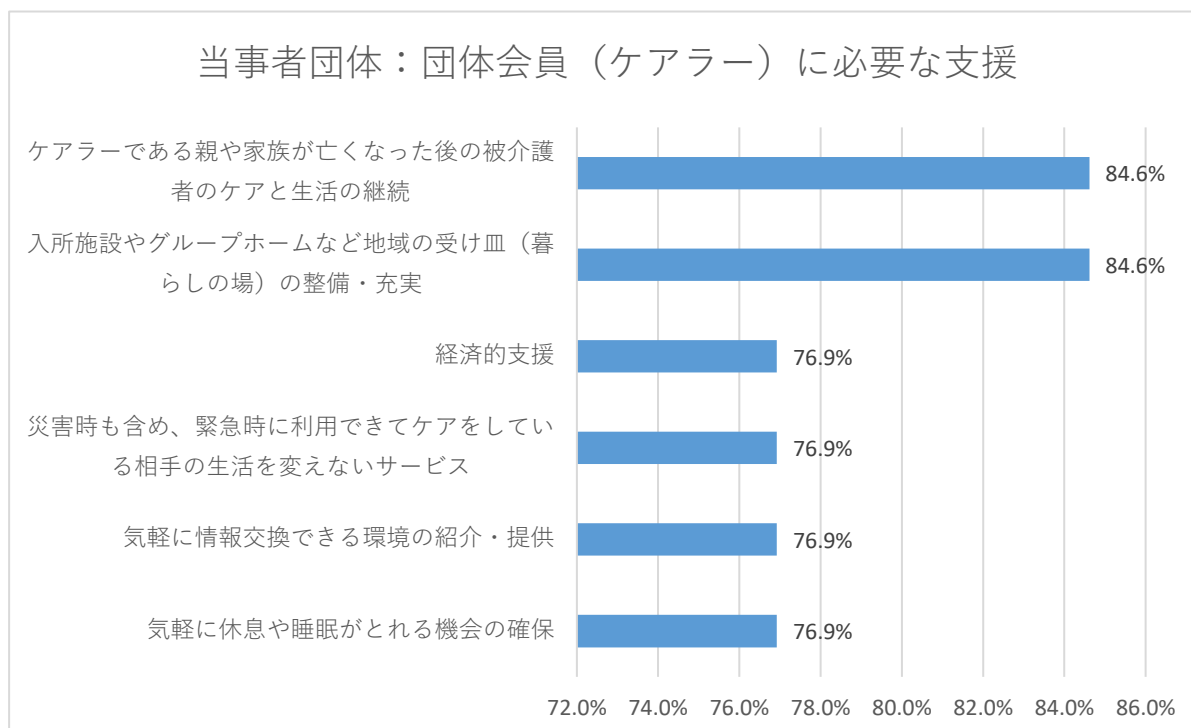
【項目1：団体会員（ケアラー）の悩み】

「団体会員におけるケアラーとしての悩み」について質問したところ、「老障介護の問題」が最も多く、次いで「就労に係る問題」が多い結果となりました。（複数回答）



【項目2：団体会員（ケアラー）に必要な支援】

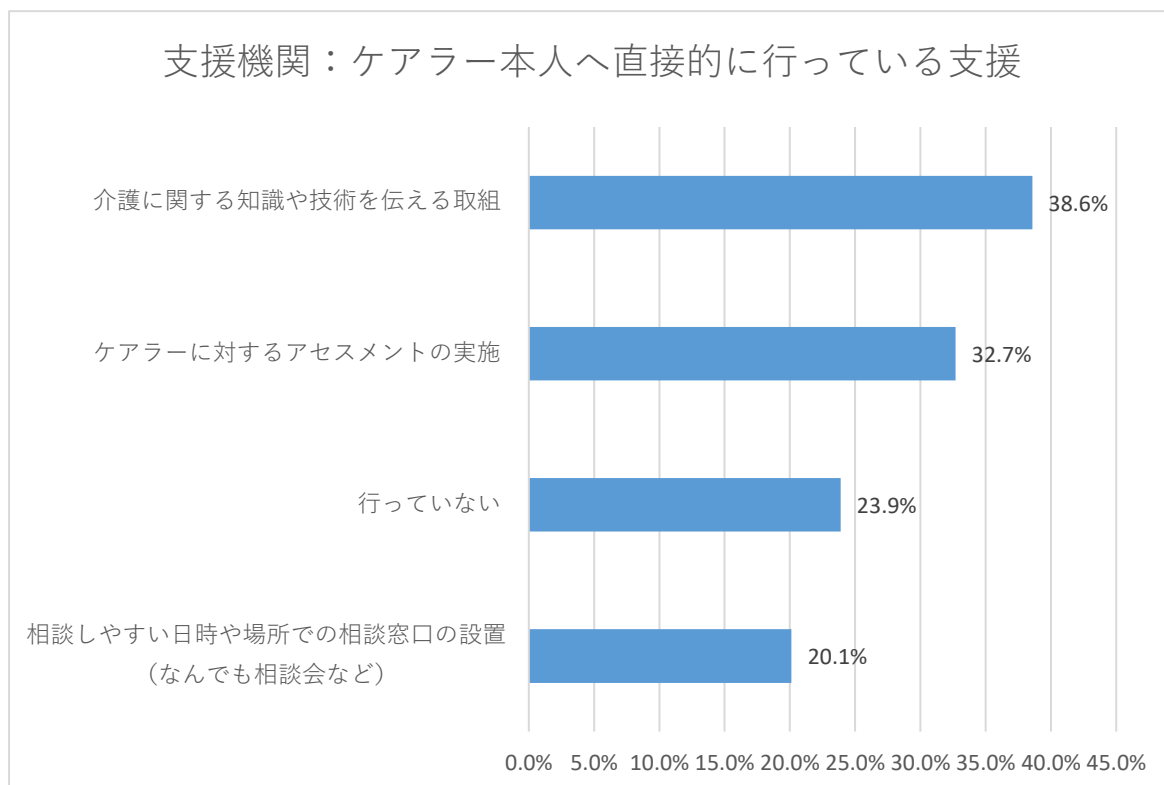
「団体会員（ケアラー）に必要な支援」について質問したところ、「ケアラーが亡くなった後の被介護者の生活」や「入所施設などの受け皿の整備・充実」が最も多い結果となりました。（複数回答）



C 支援機関へのアンケート結果

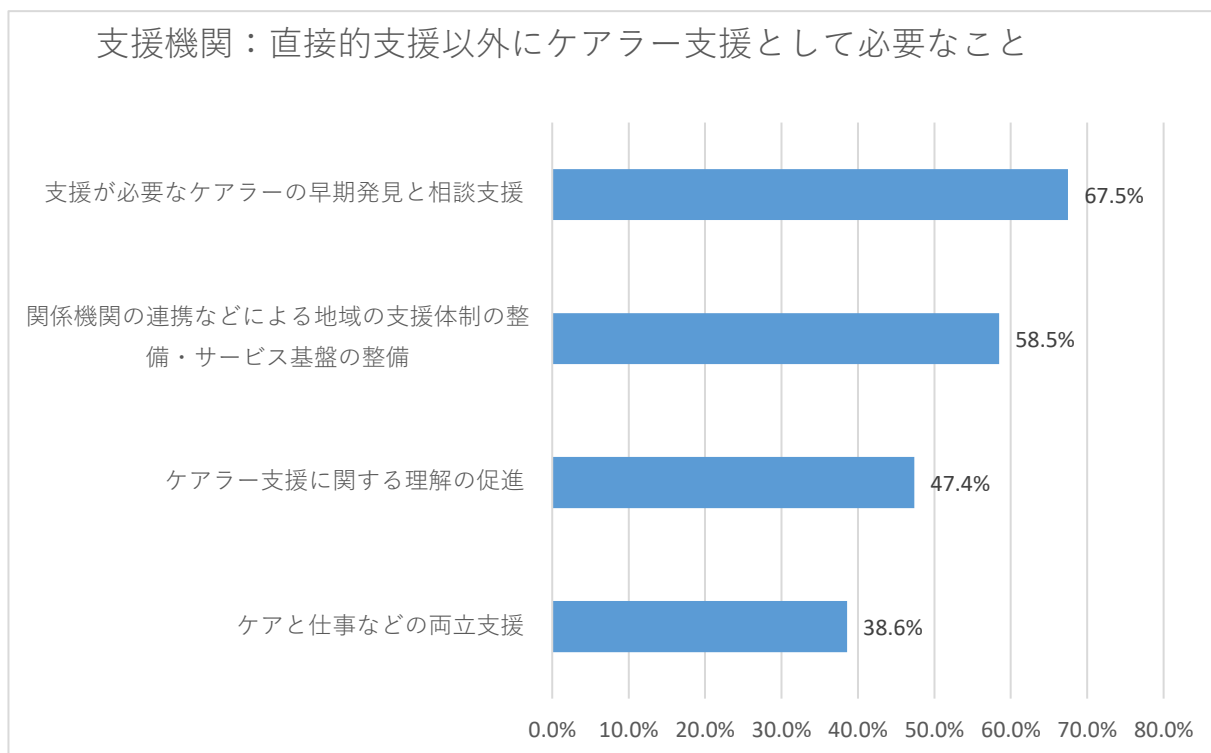
【項目1：ケアラー本人へ直接的に行っている支援】

「ケアラー本人へ直接的に行っている支援」について質問したところ、「介護に関する知識や技術を伝える取組」が最も多く、次いで「ケアラーに対するアセスメントの実施」が多い結果となりました。（複数回答）



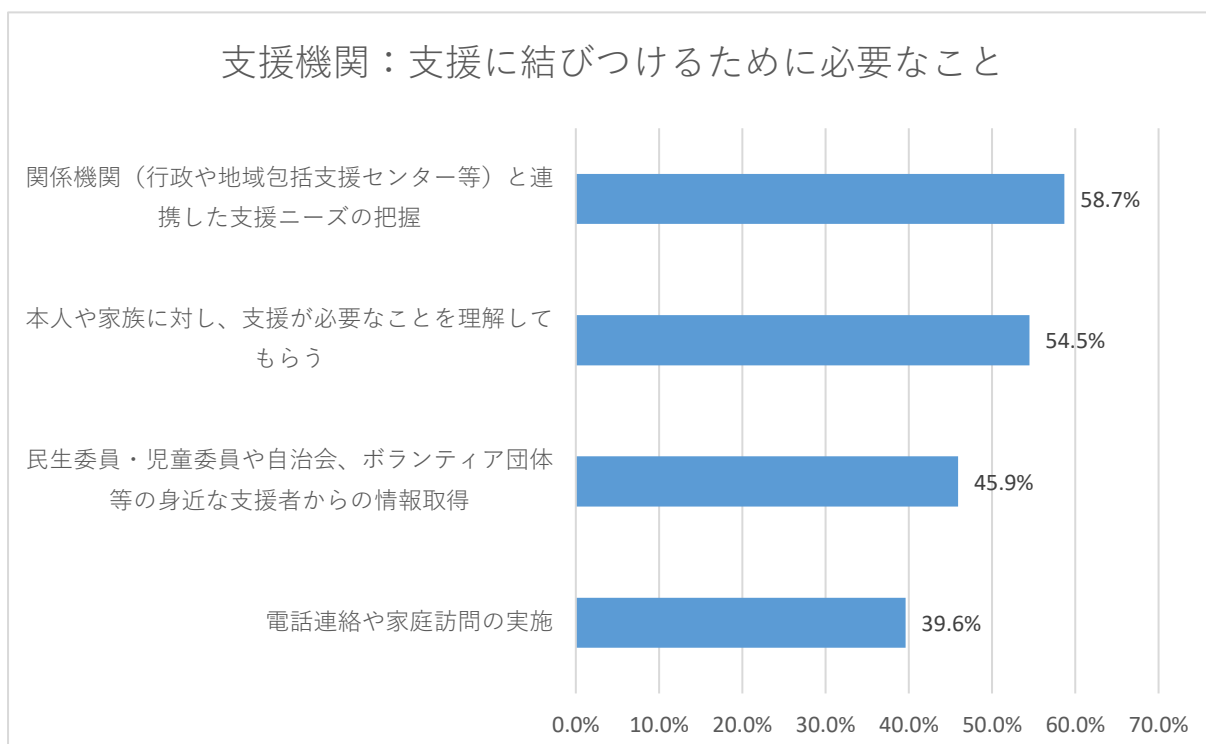
【項目2：直接的支援以外にケアラー支援として必要なこと】

項目1の直接的支援以外に、「ケアラー支援として必要なこと」について質問したところ、「支援が必要なケアラーの早期発見と相談支援」が最も多い結果となりました。（複数回答）



【項目3：支援に結びつけるために必要なこと】

支援につながりにくい家庭を「支援に結び付けていくために必要なこと」について質問したところ、「関係機関と連携した支援ニーズの把握」が最も多い結果となりました。（複数回答）



第3章 ケアラー支援における課題

令和4年度実態調査におけるアンケート集計結果や、支援機関・民間ボランティア団体等との意見交換を踏まえ、有識者委員会において分析・検討を行い、ケアラー支援のために対策を講じるべき3つの主な課題を明確にしました。

令和7年度実態調査におけるアンケート集計結果においても、支援機関を対象としたアンケートにおいて「支援が必要なケアラーの早期発見と相談支援」がケアラー支援として必要との回答が多く、また、支援につながりにくい家庭を支援に結びつけるためには、「関係機関と連携した支援ニーズの把握」「本人や家族に対し、支援が必要なことを理解してもらう」との回答が多かったことから、「早期発見・早期把握」、「支援へのつながり」、「状況に応じた適切な支援」が重要であることが改めて確認されたため、引き続きこれらの3つの課題に取り組むこととしました。

- 1 早期発見・早期把握
- 2 支援へのつながり
- 3 状況に応じた適切な支援

課題 1

早期発見・早期把握

～潜在化しやすいケアラーを、いかにして早期に発見・把握するか～

ケアラーにおいては、「家族のケアは家族がするのが当然」といった意識もまだ少なくない中、行政や周囲に相談することへのためらいや、ケアの軽減につながる支援施策への理解不足（知らない、使えないと誤解している等）、障害や疾病に対する差別・偏見へのおそれなどから、誰にも相談することなく、福祉サービスの利用もない（又は十分利用されていない）まま、重いケア負担をひとりで担っていることも多く、心身の健康や生活環境の悪化、孤立・孤独に陥りやすい状況などが懸念されます。

特に、ヤングケアラーにおいては、ケアが家庭内のデリケートな問題である上、ケアをする子どもやその家族に自覚がない、他人に家族の状況を知られることを望まないなどの理由により潜在化しやすいこともあり、過度なケアを担っている子どもの実態把握が難しい状況にあります。

また、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が改正され、国、地方公共団体等による支援の対象者として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」が位置付けられました。同法施行通知において、「こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、こども・若者期にヤングケアラーとして家族の世話を担い、こども・若者にとって必要な時間を奪われたこ

とにより、社会生活を円滑に営む上での困難を有する状態に引き続き陥っている場合等その状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得ること。」が示されました。

自ら相談することが難しいケアラーを支援につなげていくためには、地域住民や支援に携わる関係機関がケアラーの存在に「気づく」ことが重要です。個々の家庭に身近な民生委員・児童委員や近隣に住む地域住民、子ども食堂や学習支援などを実施する民間支援団体のほか、行政や福祉、医療、介護など各分野の関係機関が、ケアラーの存在や支援の必要性等について理解を深め、日頃の業務や日常生活において関わる家庭にケアラー視点を持って接する中で、重いケア負担を抱えたケアラーを早期に発見・把握し、必要な相談支援につないでいくことが必要となります。「子ども・若者育成支援推進法」の改正（令和6年6月施行）により、若者ケアラーについても同様の対応が求められることが明確になりました。

令和7年度実態調査において、ダブルケアの認知度を聞いた結果、当事者団体と支援機関には一定程度認知されているものの、各ケアラーの約半数が「言葉を知らない」状況にあり、現時点で認知度向上を図る必要があることがわかりました。

とりわけ、ヤングケアラーについては、子どもにとって身近な学校という場において、教職員等がヤングケアラーの特性を踏まえて子どもや保護者と接し、子どもの日々の変化や家庭における状況に気づくことで、相談支援につなげていくことが大切です。令和4年度実態調査においても、世話をしている家族がいる児童生徒のうち5割～7割程度が「相談した経験がない」との結果が出ており、子どもがケア負担を理由として就学や就職を断念する前に、ヤングケアラーであることを発見・把握し、相談支援や学習機会の確保などを図る必要があります。

また、ケアラーを早期の支援につないでいくためには、ケアラー自身が行政や関係機関などによる相談支援や福祉サービスなどの支援を受けられることを認識すること、ヤングケアラーにおいては、ヤングケアラーである子ども自身やその家族が、自身に支援が必要であると認識することなどにより、ケアラーによる相談を促す等の取組も重要となります。

課題 2

支援へのつなぎ

～発見・把握したケアラーを、いかにして必要な支援につなぐか～

ケアラーにおいては、介護、育児、生活困窮、ひきこもりなど複合的な課題を抱えていることも多く、悩みを相談するに当たり、具体的にどのような支援が用意されているのか、その支援を活用するためにはどの窓口にお問い合わせればいいのか明確でないと、相談をしにくく、必要な支援につながることができません。

また、ケアラーに身近な地域住民や民生委員・児童委員、民間支援団体や学校などにとっても、相談窓口の明確化は、発見・把握したケアラーやヤングケアラーを速やかに支援につなぐ上で必要不可欠なものとなります。

悩みを抱えるケアラーに適切な支援を届けるためには、ケアラーが置かれた状況に応じ、必要な支援や福祉サービスを提供する行政の担当部署や関係機関に正しく「つなぐ（つながる）」ことが重要です。

そのため、わかりやすく安心して相談できる窓口を、ケアラーに身近な市町村や関係機関などに整備し、ケアラーが自発的に相談できる環境、ケアラーを発見・把握した地域住民や民間支援団体などが支援につながりやすい環境が必要となります。

加えて、行政への直接的な相談には心理的なハードルを感じてしまうケアラーや、学校の教職員やスクールカウンセラーには相談しにくいと感じるヤングケアラーの児童生徒もいることから、民生委員・児童委員による悩みのすくい上げ、民間支援団体によるピアサポートや居場所づくりによる相談支援、SNS等によるオンライン相談など、ケアラー・ヤングケアラーにとってより相談しやすい体制・手法の提供も求められます。

一方、ケアラー支援に関する相談窓口となる行政及び関係機関においては、ケアラーからの相談をしっかりと受け止め、状況に合わせた支援施策や福祉サービスを提供することができるよう、担当職員等において、ケアラー支援に関する深い理解や、支援スキルの向上が必要となります。

特に、複合化した課題を抱えるケアラーに関しては、1つの機関のみでは対応しきれないケースも多く、他の関係機関に支援をつなぐ、又は他の関係機関との連携・協力による支援が必要となることから、各地域において、福祉、介護、医療、教育などケアラー支援に関わる多様な関係機関の連携体制の構築が求められます。

課題 3

状況に応じた適切な支援

～多様な課題や悩みを抱えるケアラーに、いかにして必要な支援を提供するか～

ケアラーが担っているケアの対象は、認知症や高齢者、障害者、ひきこもりや依存症など様々で、さらにはダブルケア、仕事と介護の両立、老々介護や老障介護、介護離職による生活困窮といった課題も重なり、ケアラーは実に多様な状況に置かれています。

また、ケアラー自身も、ケア自体に関する悩みのほかに、自分の心身の健康や経済的な問題、自分の時間がとれない、将来の見通しが立たないなどの悩みを抱えており、特に重いケアを担うケアラーにおいては、日常生活への深刻な影響や社会からの孤立も懸念されます。

多様で複合的な課題を抱えるケアラーに対し、その悩みの解消・軽減を図っていくためには、個々の状況に応じた適切な支援によりケアラーを「支える」ことが重要となります。高齢、障害、疾病、教育、生活困窮、子育てなど、各分野の既存施策や関連施策を十分に活用し、組み合わせ、柔軟で切れ目のない支援を提供することにより、ケアラーの心身の負担軽減や生活環境の改善につなげていくことが求められます。

なお、既存施策等の活用にあたっては、ケアの対象者だけではなく、ケアラーを含めた家族全体の生活の質の改善・向上を念頭に対応することが重要であり、行政や関係機関の職員等においては、ケアラーの意思を尊重しつつ、ケアラー支援の視点を踏まえた福祉サービスの運用判断などが必要となります。

第4章 ケアラー支援における基本理念と基本方針

1 ケアラー支援における基本理念

ケアラーは、様々な世代や立場において、家族や身近な人に対する介護、看護、日常生活上の世話等のケアを行うことにより、ケアを受ける者の命と生活を支える重要な役割を果たしています。

しかし、ケアに伴う過大な心身の負担や経済的負担により、ケアラー自身の生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることや、子どものうちからケアを担うヤングケアラーにおいては、年齢や成長度合いに見合わない重責を負うことにより、教育や人格形成に影響を受け、将来の人生の選択肢が狭められてしまうことなどが懸念されます。

このため、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として、ケアラーとその家族を社会全体で支えていく必要があります。

本計画においては、県ケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、ケアラー支援に係る基本理念を次のとおりとします。

ケアラーとその家族が安心して自分らしく生きられる 支え合いの地域社会づくり

ケアラー支援においては、ケアラー個人の尊厳が尊重され、ケアと自己の幸福追求の調和が図られることを旨とし、多様な主体の相互連携及び協力の下、ケアラーとその家族を社会全体で支え合うことによりケアラー支援に取り組み、すべてのケアラーとケアを受ける者が誰一人取り残されることがない、すべての県民が生きやすい社会の実現を目指します。

2 ケアラー支援における基本方針

ケアラー支援における課題の検証を踏まえ、ケアラーに対して効果的かつ適切に支援を届けていくためには、「気づく」「つなぐ」「支える」という3つのプロセスをしっかりと機能させることが重要となります。

そして、これらのプロセスを機能させる上で主要な課題となるのが、前述の「早期発見・早期把握」、「支援へのつなぎ」及び「状況に応じた適切な支援」であり、これらの課題の解決に向け、本県ではケアラー支援の4つの基本方針を定めました。

基本方針 1

認知度向上・理解促進

地域住民をはじめ、事業者、地域の民間支援団体、学校、ケアラー支援に関わる関係機関などに対し、広くケアラーの存在や支援の必要性、ケアラーに気づくための視点、活用できる支援や状況に応じた相談窓口、障害や疾病に関する正しい知識などについて周知・啓発し、又はこれらを学ぶ機会を提供する等により、社会全体としてケアラーとその支援に関する認知度向上・理解促進を図ります。その中で、令和7年実態調査で明らかになった課題であるダブルケアの認知度についても、ケアラー当事者と支援する側の両方に周知・啓発し、認知度向上を図っていきます。

また、ケアラー自身とその家族に対しては、ケアに役立つ情報や支援を受けるにあたっての相談窓口情報等を提供するほか、特にヤングケアラーについては、児童生徒に対し、学校等でのヤングケアラーに関する学ぶ機会の提供を通じて、自身に支援が必要であるという認識を促すととともに、相談支援を求めてよいこと、相談してほしいということ伝えるなどにより、ケアラー・ヤングケアラーを相談等の支援につなげます。

基本方針 2

相談・支援体制の整備

市町村におけるケアラー相談窓口の明確化を図るほか、行政の関係部署や民生委員・児童委員、民間支援団体、教育機関など、ケアラー支援に取り組む多様な関係機関における相談支援機能の充実を図ることにより、ケアラーやケアラーを発見・把握した支援関係者が相談しやすい環境の整備を推進するとともに、複合的な課題を抱えるケアラーに必要な支援を迅速かつ適切につなぐため、ケアラー支援に関わる多様な関係機関の連携・協力体制の構築を支援するなど、地域におけるケアラーの相談・支援体制の整備を図ります。

基本方針
3

多様な支援施策の推進

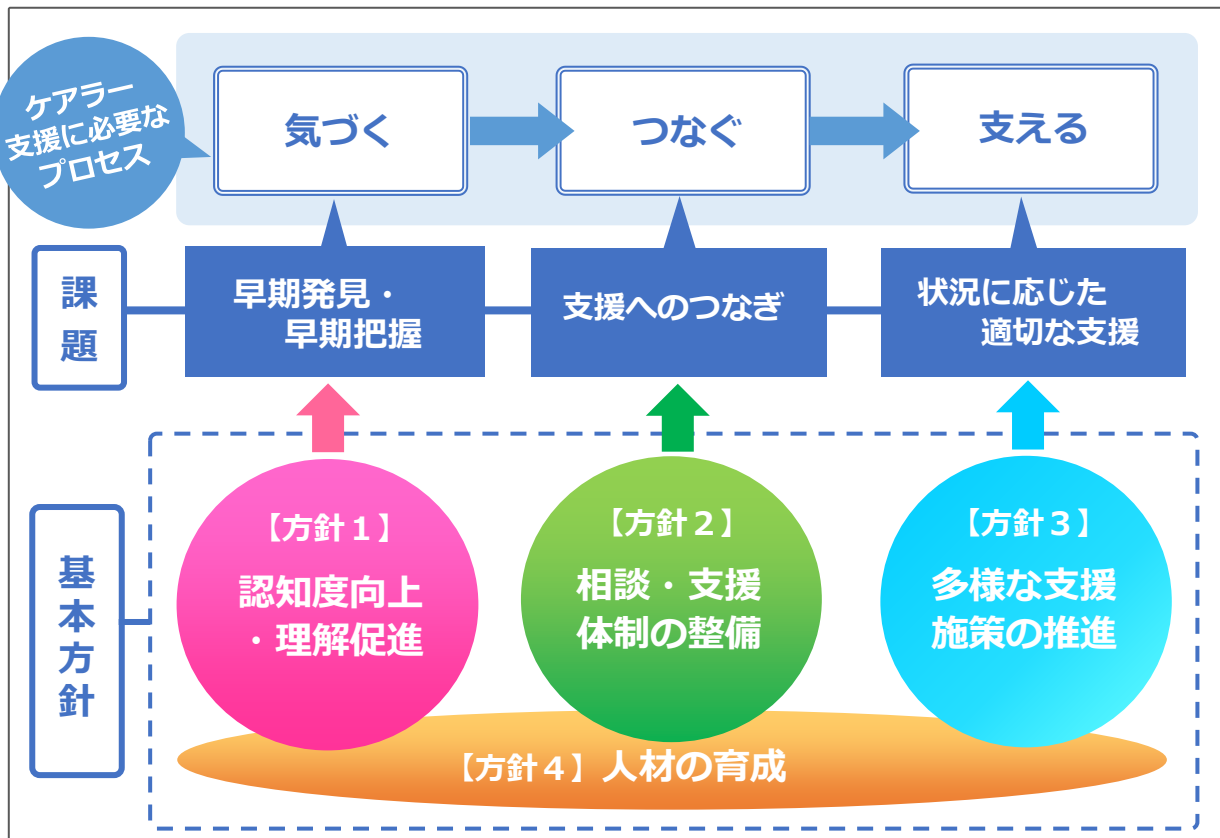
行政や関係機関におけるケアラー支援においては、高齢、障害、疾病、教育、生活困窮、子育てなど、ケアラーの個々の状況に応じて既存施策が適切かつ十分に活用されるとともに、市町村や民間支援団体による、地域の実情を踏まえた新たなケアラー支援の取組を推進するなど、ケアラーの心身の負担軽減や生活環境の改善を図る多様な支援施策の実施を推進します。

基本方針
4

人材の育成

ケアラー支援に必要な「気づく」「つなぐ」「支える」のプロセスが適切かつ効果的に、途切れることなく実施されるよう、ケアラー支援に携わる行政や関係機関、地域住民などを対象に、「認知度向上・理解促進」、「相談・支援体制の整備」及び「多様な支援施策の推進」の実現を担う人材の育成に努めます。

(概略図) ケアラー支援に必要なプロセスにおける課題と基本方針



第5章 基本方針に基づく施策の展開

4つの基本方針に基づき、具体的な施策を展開します。特に、次の2つの事項に関しては、第1期計画に引き続き、第2期計画においても最優先対応事項として取り組みます。

最優先対応事項 1

学校等における認知度向上・理解促進の取組

ヤングケアラー支援においては、早期発見・早期把握が重要となります。そのため、ヤングケアラーに身近な周囲の大人や支援機関などがヤングケアラーに気づき、支援につなぐことができるよう、社会全体における認知度向上・理解促進を図ります。

一方で、潜在化しやすいヤングケアラーの特性を考慮し、できるだけ早期に支援につなぐため、学校等において、自身がヤングケアラーであるという認識のない子どもたちが、自身に支援が必要だということに気づけるような機会を作り、相談等の支援につなげます。

○ケアラーやその支援に関する情報発信

県ホームページにおける各種情報発信をはじめ、県広報紙やSNS、県政ラジオ等を活用して広くケアラーに向けた広報・啓発を図るとともに、市町村による啓発活動（市町村のホームページや広報紙などによる情報発信等）を推進します。

なお、情報発信に際しては、子育てしながら介護を担うダブルケア、仕事と介護を両立するワーキングケアラー、若者ケアラーについても併せて取り組み、認知度向上を図ります。

特にヤングケアラー本人とそのまわりの大人向けに、短時間で視聴でき、SNSでの拡散力が高いショート動画を作成し、SNSを活用した広報を行い、本人とまわりの大人がヤングケアラーであることと、その存在に気づきやすくなるような啓発に努めます。

○児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の確保

学校のホームルーム等における啓発用リーフレットの配布・説明などを通して、ヤングケアラーに関する認知度向上を図るとともに、ヤングケアラーである児童生徒の気持ちに十分に配慮しつつ、自身に支援が必要だという認識を促し、相談等の支援につなげます。

地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化

住民に身近な関係機関において、職員が日頃の業務・活動の中でケアラーに気づき、相談に乗り、必要な支援につなぐことができるよう、各関係機関における研修の実施や、関係機関の連携を目的とした合同研修の開催を支援するなど、地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化に取り組みます。

○地域の関係機関における相談支援体制の強化

地域の民生委員・児童委員や社会福祉協議会など、ケアラー支援に関する研修の開催や出前講座の実施（講師派遣）等により、関係機関におけるケアラー支援への理解促進と相談支援体制の強化を図ります。

○多様な関係機関が参加する合同研修の実施支援

福祉、介護、教育、医療などケアラー支援に関係する多様な関係機関が一同に集まり、ケアラー支援の具体的な事例研究などを実施する合同研修の開催を支援することにより、地域におけるケアラー支援の担い手の育成及び関係機関の連携を促進します。

また、ケアラーに係る様々な課題に対応できるよう、相談対応に資する研修内容を充実し、相談窓口を担当する職員の質の向上を図ります。

1 認知度向上・理解促進

(1) ケアラーにおける自覚と自発的な相談の促進

ケアラーが自身の置かれた状況を認識・理解し、その改善のために利用可能な支援や相談窓口などの情報にアクセスすることができるよう、ケアラーに向けた啓発や広報など積極的な情報発信を行うことで、ケアラーによる自発的な相談を促進します。

特に、ヤングケアラーについては、自身がヤングケアラーであるという認識のない場合も多いことから、学校等において、自身がヤングケアラーであるという認識のない子どもたちが、自身に支援が必要だということに気づけるような機会を作り、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への相談や支援につなげていきます。

主な取組

ケアラーやその支援に関する情報発信

県ホームページにおける各種情報発信をはじめ、県広報紙やSNS、県政ラジオ等を活用して広くケアラーに向けた広報・啓発を図るとともに、市町村による啓発活動（市町村のホームページや広報紙などによる情報発信等）を推進します。

1 なお、情報発信に際しては、子育てしながら介護を担うダブルケア、仕事と介護を両立するワーキングケアラー、若者ケアラーについても併せて取り組み、認知度向上を図ります。

特にヤングケアラー本人とそのまわりの大人向けに、短時間で視聴でき、SNSでの拡散力が高いショート動画を作成し、SNSを活用した広報を行い、本人とまわりの大人がヤングケアラーであることと、その存在に気付きやすくなるような啓発に努めます。

(福祉部福祉政策課)

児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供

2 学校のホームルーム等における啓発用リーフレットの配布・説明などを通して、ヤングケアラーに関する認知度向上を図るとともに、ヤングケアラーである児童生徒の気持ちに十分に配慮しつつ、自身に支援が必要だという認識を促し、相談等の支援につなげます。

(教育庁生徒支援・いじめ対策推進室)

(2) 県民全体における認知度向上・理解促進

県民、市町村、関係機関、民間支援団体、学校、事業者などに向けて広く広報・啓発を行うことで、社会全体においてケアラーに関する認知度向上・理解促進を図ります。

なお、ケアラーに関する広報・啓発にあたっては、ケアラーの存在や支援の必要性をはじめ、その正しい理解の促進を図ります。

主な取組

1

県民に向けた情報発信

県ホームページにおける各種情報発信をはじめ、県広報紙やSNS、県政ラジオ等を活用して広く県民に向けた広報・啓発を図るとともに、市町村による啓発活動（市町村のホームページや広報紙などによる情報発信等）を推進します。

なお、情報発信に際しては、子育てしながら介護を担うダブルケア、仕事と介護を両立するワーキングケアラー、若者ケアラーについても併せて取り組み、認知度向上を図ります。

特にヤングケアラー本人とそのまわりの大人向けに、短時間で視聴でき、SNSでの拡散力が高いショート動画を作成し、SNSを活用した広報を行い、本人とまわりの大人がヤングケアラーであることと、その存在に気付きやすくなるような啓発に努めます。

(福祉部福祉政策課)

2

ケアラーに支援に関する講演会等の開催支援

市町村等において、地域住民や関係機関などを対象に、ケアラー支援に関する有識者やケアラー当事者等による講演会等の開催を支援することにより、地域におけるケアラー支援への理解促進を図るとともに、ケアラー支援に関わる多様な主体の連携を促進します。

(福祉部福祉政策課)

3

県政出前講座の実施

ケアラー・ヤングケアラーをテーマとした県政出前講座（講師の派遣）の実施により、県民や地域団体、学校などの関係機関等に対し、ケアラー支援の必要性等を啓発します。

(福祉部福祉政策課)

(3) 関係機関における啓発活動の推進

関係機関においてケアラー支援に関する啓発活動を推進するため、ケアラーに関する正しい知識や支援の必要性等に関する啓発コンテンツを作成して関係機関に提供するとともに、関係機関と連携した啓発活動を実施します。

主な取組

1

啓発コンテンツの提供

関係機関において、ケアラー支援に関する研修や啓発を実施する際に活用できるよう、ケアラー支援に関するチラシやリーフレット、動画等の啓発コンテンツを作成し提供することにより、関係機関における啓発活動の実施を促進します。

特にヤングケアラー本人とそのまわりの大人向けに、短時間で視聴でき、SNSでの拡散力が高いショート動画を作成し、SNSを活用した広報を行い、本人とまわりの大人がヤングケアラーであることと、その存在に気付きやすくなるような啓発に努めます。

(福祉部福祉政策課)

教育機関との連携による啓発活動の実施

2

小中学校、高等学校のほか、大学、専修学校などの教育機関と連携し、啓発コンテンツの掲示や配布、メール配信のほか、ヤングケアラーをテーマとした県政出前講座の実施など、児童生徒及び学生に向けたヤングケアラーに関する啓発活動を実施します。

(福祉部福祉政策課)

2 相談・支援体制の整備

(1) 行政における相談・支援体制の整備

ア 市町村における相談・支援体制の整備促進

住民に最も身近な行政主体であり、様々な福祉サービスの実施主体となる市町村において、ケアラーが気軽に安心して相談できる体制及び必要な支援の提供又は適切な支援機関につなぐ体制が整備できるよう支援します。

主な取組

1

ケアラー相談窓口の明確化の推進

ケアラーが相談窓口を容易に把握することができるよう、市町村におけるケアラー相談窓口の明確化を推進するとともに、県ホームページ等において各市町村のケアラー相談窓口に関する情報を提供します。

(福祉部福祉政策課)

2

相談・支援体制整備に関する情報提供・助言等

市町村に対し、研修や会議など様々な場を通じて、関係省庁からの通知、国庫補助事業、先進事例の紹介などケアラー支援の参考となる各種の情報提供や助言等を行うことにより、市町村におけるケアラー相談・支援体制整備を支援します。

(福祉部福祉政策課)

3

包括的な支援を行う体制整備の支援

ケアラーなど地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、既存の相談支援の取組の活用や、支援関係機関の協働による支援を強化した重層的支援体制の構築などを行うとともに、市町村向けの研修等を実施することにより、引き続き市町村の実情に応じた包括的な支援体制整備の取組を支援します。

(福祉部福祉政策課)

要保護児童対策地域協議会の活動促進

4

虐待を受けている児童などを支援する市町村の要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラーを含む要支援児童及び要保護児童への適切な支援が進むよう、市町村を含めた関係機関を集めた会議における情報交換や事例検討の実施などにより活動を支援します。

(福祉部青少年家庭課)

多様な関係機関が参加する合同研修の開催支援

5

福祉、介護、教育、医療などケアラー支援に関係する多様な関係機関が一同に集まり、ケアラー支援に関する具体的な事例研究などを実施する研修の開催を支援することにより、地域におけるケアラー支援の担い手の育成及び関係機関の連携を促進します。

また、ケアラーに係る様々な課題に対応できるよう、相談対応に資する研修内容を充実し、相談窓口を担当する職員の質の向上を図ります。

(福祉部福祉政策課)

イ 県における相談・支援体制の充実

ケアラーからの直接的な相談が想定される県の各種相談窓口において、ケアラーの状況に応じた適切な相談支援等を実施します。

主な取組

茨城県人権啓発推進センターにおける相談支援

1

茨城県人権啓発推進センターにおいて、差別や偏見等による人権に関する相談に対応するとともに、市町村や企業、民間団体等が主催する人権に関する研修会に講師を派遣するなど、人権の啓発に取り組みます。

(福祉部福祉政策課)

いばらき虐待ホットラインによる相談支援

2

電話相談窓口（24時間対応）、SNS相談窓口（平日10時から20時まで）を開設し、ヤングケアラーなど18歳未満の子ども等からの児童虐待に関する通報・相談に対応します。

(福祉部青少年家庭課)

(2) 地域活動によるケアラー支援の取組推進

ア 民生委員・児童委員の活動に対する支援

地域住民の身近な相談相手として、各家庭の状況把握や助言・見守りのほか、必要に応じて行政の福祉サービスなどにつなぐ役割を担う民生委員・児童委員において、ケアラー支援に関する理解促進を図り、活動におけるケアラー・ヤングケアラーの早期発見・早期把握と相談支援の提供を促進します。

主な取組

1

民生委員・児童委員を対象とした研修の開催

民生委員・児童委員を対象に各種研修を実施し、ケアラー支援に関する正しい知識や支援の必要性等に関する理解促進を図ることで、活動におけるケアラー・ヤングケアラーの早期発見・把握や相談支援の提供につなげます。

(福祉部福祉政策課)

イ 地域の民間支援団体等におけるケアラー支援活動の促進

地域の社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等によるケアラー支援活動を支援し、ケアラーにとって身近で相談しやすい支援の場づくりを推進します。

主な取組

1

ボランティア・市民活動推進事業等による助成

茨城県ボランティア基金を活用して茨城県社会福祉協議会が実施する助成金交付事業により、ケアラー支援など地域課題の解決に取り組むNPOやボランティア団体、地域の社会福祉協議会などの活動に対して、事業費等の助成を実施します。

(福祉部福祉政策課)

2

NPO等への活動支援

NPO等の団体による地域課題解決に向けた取組を促進するとともに、セミナーや相談会等を通じて、団体間の連携や運営力向上などを支援します。

(県民生活環境部多様性社会推進課)

3

生活支援体制整備事業の促進

生活支援コーディネーターや市町村社会福祉協議会職員向けの研修等を実施し、市町村における住民主体の生活支援や介護予防等の取組を支援します。

(保健医療部健康推進課)

(3) 教育機関等におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実

ア 学校におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実

学校において、ヤングケアラーを早期に発見・把握し、適切な支援につなげることができるよう、ヤングケアラーの相談・支援体制の充実を図ります。

主な取組

- 1 教職員等によるヤングケアラー相談支援の強化**

日頃からのきめ細かな観察、アンケート調査や個人面談等のほか、心配な児童生徒には、担任や養護教諭による相談等を実施します。

校長のリーダーシップのもと、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携・協力し、組織的に支援を実施します。

(教育庁生徒支援・いじめ対策推進室)
- 2 スクールカウンセラー配置事業の実施**

臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立学校等に配置し、不安や悩みを抱える児童生徒にカウンセリング等の支援を実施します。

(教育庁生徒支援・いじめ対策推進室)
- 3 スクールソーシャルワーカー派遣事業の実施**

公立学校等からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭環境などの課題を抱える児童生徒の支援の充実を図ります。

(教育庁生徒支援・いじめ対策推進室)
- 4 私立学校におけるヤングケアラー支援の促進**

私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を支援し、私立学校における相談・支援体制の充実を促進します。

(教育庁私学振興室)

イ 学校外におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実

ヤングケアラー自身はその境遇や差別、いじめ、虐待など、抱えている様々な不安や悩みについて安心して相談できるよう、学校外における相談・支援体制の整備を図ります。

主な取組

1

子どもホットラインによる相談支援

18歳未満の子どもを対象に、電話、Eメールによる24時間対応の相談窓口を毎日開設し、子どもたちが抱える不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図ります。

(教育庁生徒支援・いじめ対策推進室)

2

いばらき子どもSNS相談による相談支援

県内の小中学生・高校生を対象に、子どもたちに身近なSNSを活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図ります。

(教育庁生徒支援・いじめ対策推進室)

3

いじめ・体罰解消サポートセンターによる相談支援

いじめ・体罰解消サポートセンター（各教育事務所に設置）において児童生徒や保護者からの相談対応及び学校あて情報提供する等の連携による対応などの支援を実施します。

(教育庁生徒支援・いじめ対策推進室)

(4) 多様な関係機関による連携強化

複合化した課題を抱えていることも多いケアラーに対して効果的な支援を行っていくために、県、市町村、関係機関、民間支援団体、学校、事業者など関係機関の連携を強化し、地域における相談・支援体制の構築を推進します。

主な取組

1

多様な関係機関が参加する合同研修の開催【再掲】

福祉、介護、教育、医療などケアラー支援に関係する多様な関係機関が一同に集まり、ケアラー支援に関する具体的な事例研究などを実施する研修の開催を支援することにより、地域におけるケアラー支援の担い手の育成及び関係機関の連携を促進します。

また、ケアラーに係る様々な課題に対応できるよう、相談対応に資する研修内容を充実し、相談窓口を担当する職員の質の向上を図ります。

(福祉部福祉政策課)

2

ケアラーに支援に関する講演会等の開催支援【再掲】

市町村等において、地域住民や関係機関などを対象に、ケアラー支援に関する有識者やケアラー当事者等による講演会等の開催を支援することにより、地域におけるケアラー支援への理解促進を図るとともに、ケアラー支援に関わる多様な主体の連携を促進します。

(福祉部福祉政策課)

3 多様な支援施策の推進

(1) ケアの状況に応じた支援の推進

認知症、高齢、障害、難病、依存症など、ケアラーが担うケアの対象者の状況は多様であり、必要となる支援もケース毎に異なってくることから、ケアラー個々の状況に応じた適切な支援の提供を図ります。

主な取組

【認知症の人等をケアするケアラーへの支援】

1

認知症の人と家族等への支援

電話相談及び専門医療相談窓口の設置、本人・家族同士の交流会等を開催を通じて、介護家族等の精神的負担の軽減を図ります。

(保健医療部健康推進課)

2

日常生活自立支援事業の実施

県社会福祉協議会を通じて、認知症等により判断能力が低下した方に対し、福祉サービスを利用する際の手続きや日常的な金銭管理等を支援します。

(保健医療部健康推進課)

3

成年後見制度利用促進体制整備事業の実施

関係機関と連携して制度の普及啓発を図るとともに、市町村職員に対する研修や関係機関の連絡会等を実施し、市町村における成年後見制度の利用を促進します。

(保健医療部健康推進課)

【障害者の方をケアするケアラーへの支援】

1

障害者の方とその家族等への支援

市町村（障害福祉担当課や基幹相談支援センター）、県障害者なんでも相談室、精神保健福祉センター及び保健所などが連携し、家族等からの相談に対応し、悩みや問題の緩和・解消を図ります。

短期入所や日中一時支援事業の活用など、家族が休息（レスパイト）できる環境を整備し、介護負担を軽減する取組を促進します。

同じ問題を抱える家族間での交流会や勉強会などを通じてケアを行う上での不安の解消等に取り組む家族会の活動を支援します。

(福祉部障害福祉課)

2

日常生活自立支援事業の実施【再掲】

県社会福祉協議会を通じて、認知症等により判断能力が低下した方に対し、福祉サービスを利用する際の手続や日常的な金銭管理等を支援します。

(保健医療部健康推進課)

3

成年後見制度利用促進体制整備事業の実施【再掲】

関係機関と連携して制度の普及啓発を図るとともに、市町村職員に対する研修や関係機関の連絡会等を実施し、市町村における成年後見制度の利用を促進します。

(保健医療部健康推進課)

【発達障害の方をケアするケアラーへの支援】

1

発達障害の方とその家族等への相談支援

発達障害者支援センターにおいて、本人や家族等からの相談等に対応します。発達障害の子供の親等に対し、発達障害の子供を育てた経験のある親が経験者としての知見に基づく助言を行うペアレントメンターを養成します。

(福祉部障害福祉課)

【高次脳機能障害の方をケアするケアラーへの支援】

1

高次脳機能障害の方とその家族等への支援

高次脳機能障害支援センターにおいて、本人や家族等からの相談等に対応し、必要な情報提供及び助言を実施します。

当事者やその家族を対象とした勉強会や交流の場の提供を行っている家族会の活動を支援します。

(福祉部障害福祉課)

【医療的ケアを必要とする児童をケアするケアラーへの支援】

1

医療的ケア児とその家族等への支援

医療的ケア児支援センターにおいて、家族等からの相談等に対応し、必要な情報提供や助言を実施します。

家族等の介護負担の軽減を図るため、医療的ケア児に対応できる人材の育成や、医療的ケア児が利用できる施設の拡充を促進します

(福祉部障害福祉課)

【小児慢性特定疾病児童をケアするケアラーへの支援】

1

小児慢性特定疾病患者とその家族等への支援

各保健所及び茨城県難病団体連絡協議会において、小児慢性特定疾病患者の療養上の相談に対応します。

(保健医療部疾病対策課)

2

小児慢性特定疾病児童とその家族等への支援

長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病児童（以下「小慢児童」）とその家族について、ピア相談員（長期療養児を養育したことのある経験者）による相談や患者・家族教室等を実施し、日常生活上での悩みや不安等の解消、小慢児童の健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。

（保健医療部疾病対策課）

【難病患者をケアするケアラーへの支援】

1

難病患者とその家族等への支援

保健所や茨城県難病相談支援センター（県立医療大学）、茨城県難病団体連絡協議会などにおいて、難病患者やその家族からの相談に対応し、療養上の生活等を支援します。

（保健医療部疾病対策課）

2

在宅難病患者一時入院事業及び難病患者在宅レスパイト事業の実施

委託医療機関における患者の一時的入院や、自宅への看護人の派遣により、在宅難病患者の介護者における休息（レスパイト）の取得等を支援します。

（保健医療部疾病対策課）

3

茨城県難病団体連絡協議会支援事業の実施

会員相互の協力と治療に関する情報交換等を行う茨城県難病団体連絡協議会の活動を支援します。

（保健医療部疾病対策課）

【がん患者をケアするケアラーへの支援】

1

がん患者とその家族等への支援

いばらきみんなのがんの相談室やがん相談支援センターにおいて、がん患者やその家族等からの相談に対応します。

（保健医療部疾病対策課）

2

がん患者家族療養生活支援事業（がん患者等デイケアサロン事業）の実施

がん患者の生活の質の向上及び在宅がん患者等の居場所づくりのため、看護師等の専門職が指導するプログラムを提供します。

（保健医療部疾病対策課）

【ひきこもり状態にある方をケアするケアラーへの支援】

ひきこもりの状態にある方とその家族等への支援

ひきこもり相談支援センターにおいて、電話・来所・訪問によりひきこもりに関する相談に対応します。

1

各保健所をひきこもり相談支援センターの地域拠点（サテライト）と位置づけ、一般相談や精神科医等による専門相談、居場所づくりなどを実施するとともに、家族教室を開催し、ひきこもりに関する正しい知識を学ぶ場、家族同士の交流の場を提供します。

（福祉部障害福祉課）

【依存症の方をケアするケアラーへの支援】

依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）の方とその家族等への支援

精神保健福祉センター及び保健所において、依存症の方やその家族等からの相談に対応します。

1

精神保健福祉センターにおいて家族教室を開催し、同じ悩みを抱える家族同士が集い、家族の心の負担軽減を図るとともに適切な対応方法等を学ぶ場を提供します。

また、セミナーやフォーラム等を開催し、依存症に関する理解促進を図ります。

（福祉部障害福祉課）

【子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援】

市町村の包括的な相談支援体制の強化・支援

市町村のこども家庭センターにおける相談支援体制の強化を図るため、子育て家庭等を対象とする家庭支援事業などの実施を支援します。

1

（福祉部少子化対策課・青少年家庭課）

地域子育て支援拠点事業の促進

市町村において、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを行う地域子育て支援拠点事業の実施を推進します。

2

（福祉部少子化対策課）

いばらき妊娠・子育てほっとライン事業の実施

専用ダイヤルにより、専門の相談員が、妊娠や出産後の育児等に関するあらゆる相談に対応します。

3

（福祉部少子化対策課）

一時預かり事業の促進

市町村において、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に、幼稚園・保育所等での一時預かりを提供する事業（一時預かり事業）の実施を促進します。

4

（福祉部子ども未来課）

5

こども誰でも通園制度

保護者の就労の有無にかかわらず、保育所等の利用を可能とすることにより、保護者の負担軽減や孤独感の解消につなげます。また、子どもに家族以外の人と関わる機会を提供し、発達を促進します。

(福祉部子ども未来課)

6

ファミリー・サポート・センター事業の促進

市町村において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業の実施を促進します。

(福祉部少子化対策課)

(2) 交流の機会づくりの推進

ケアラーは、身近に相談できる相手がいない場合、必要な福祉サービスにつながることなく、一人で不安や負担を抱え込むなど、孤立化しやすい存在です。誰かに話を聞いてほしい、介護に関する参考になる情報がほしいと感じているケアラーには、身近な地域において、気軽に参加し、同じような悩みを持つ仲間との交流や相談ができるような交流の機会が必要となります。

そのため、市町村や民間支援団体などが実施する居場所づくり等を支援することにより、地域においてケアラーが参加できる交流の機会づくりを推進します。

主な取組

1

認知症の人と家族等の交流会の開催

認知症の人と介護家族等の交流の場を設け、悩みを共有したり、情報交換することで、介護家族等の精神的な負担の軽減を図ります。

(保健医療部健康推進課)

2

子ども食堂応援事業の実施

子どもの食事や居場所を提供する子ども食堂を支援するため、「子ども食堂サポートセンターいばらき」を設置し、子ども食堂に関する総合相談、人材育成、地域ネットワークの強化などを行います。

(福祉部青少年家庭課)

3

民間支援団体等における交流の機会づくりの取組推進

NPOやボランティア団体などの民間支援団体等におけるケアラーの居場所づくり等を推進するため、先進的な取組事例や市民活動に活用できる助成制度などの情報を発信します。

(福祉部福祉政策課)

(3) ケアラーへの生活支援

ア 生活困窮世帯等への自立支援

継続的な介護には経済的な負担が伴い、また介護離職により必要な収入が確保できないなど、多様な要因から生活に困窮しているケアラーも多く、ケアラー自身の健康状態や、ヤングケアラーの学習環境などへの影響が懸念されます。

そのため、ケアラーを含む生活困窮世帯等に対し、生活支援や就労支援、子どもの学習機会の提供など、県（郡部）及び市において、生活困窮者自立支援制度における各種事業を活用した包括的な支援の実施を推進します。

主な取組

1 自立相談支援事業の実施

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。
生活困窮者に対する支援内容等を記載した自立支援計画（プラン）を作成し、利用者の状態を定期的を確認しながら、支援が一体的かつ計画的に行われるよう支援します。

（福祉部福祉人材・指導課）

2 住居確保給付金の支給

離職により住宅を失った方等で、所得等が一定水準以下の方に対し、原則3か月（再支給を含め最大9か月）の家賃相当額を支給します。また、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、転居に要する費用を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援をします。

（福祉部福祉人材・指導課）

3 就労準備支援事業の実施

就業が著しく困難な方に対し、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を実施し、就労を支援します。

（福祉部福祉人材・指導課）

4 就労訓練事業の実施

県が認定した事業所において、利用者に対し、訓練としての就労体験や支援付き就労などの就労機会を提供します。

（福祉部福祉人材・指導課）

5 居住支援事業の実施

一定の住居を持たない方に対し、原則3か月（最大6か月）、宿泊場所や食事の提供等を支援します。

（福祉部福祉人材・指導課）

6 家計改善支援事業の実施

家計に問題のある方に対し、家計の状況を見える化し、個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す取組を実施します。

（福祉部福祉人材・指導課）

7

学習・生活支援事業の実施

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援及び生活支援を実施します。

(福祉部福祉人材・指導課)

イ ひとり親家庭への生活支援

子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭に対し、相談支援や各種貸付等を実施することにより、生活安定と自立を支援します。

主な取組

1

母子・父子福祉センターによる支援

母子・父子福祉センターにおいて、母子家庭等からの各種相談支援、生活指導等を実施するほか、母子家庭等が一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図ります。

(福祉部青少年家庭課)

2

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の生活の安定と経済的自立を支援するため、修学資金や就学支度資金など12種類の資金について、無利子又は低利の貸付を行います。

(福祉部青少年家庭課)

3

児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の児童の健やかな成長を目的として、児童扶養手当を支給します。

(福祉部青少年家庭課)

ウ ヤングケアラーへの就学支援

家庭の経済的な理由によりヤングケアラーが就学を諦めることがないよう、生活保護受給世帯をはじめ所得の低い世帯に対し、教育費の援助等を実施することにより、ヤングケアラーの就学の機会の確保を図ります。

主な取組

1

生活保護受給世帯等における就学援助

高等学校等における授業料以外の教育費（教科書費や教材費など）を支援する高校生等奨学給付金や、市町村が実施する義務教育課程の児童生徒の保護者への各種就学援助により、生活保護世帯や住民税非課税世帯等の児童生徒の就学を支援します。

(教育庁財務課・私学振興室・義務教育課)

2

茨城県高等学校等奨学資金制度等による支援

経済的な理由で修学が困難な学生・生徒に対し、茨城県高等学校等奨学資金制度等による奨学金の貸与により、教育を受ける機会を確保します。

(教育庁高校教育課)

Ⅰ 大学生・若者への支援

進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期である大学等に通学する学生に対し、ヤングケアラー、ケアラーの情報を発信し、支援につなげる契機とします。

主な取組

1

教育機関との連携による啓発活動の実施・支援

小中学校、高等学校のほか、大学、専修学校などの教育機関と連携し、啓発コンテンツの掲示や配布、メール配信のほか、ヤングケアラーをテーマとした県政出前講座の実施など、児童生徒及び学生に向けたヤングケアラーに関する啓発活動を実施し、大学等に、ケアラー・ヤングケアラーの支援制度を周知することにより、支援が必要な大学生世代の若者を適切に支援につなげます。

(福祉部福祉政策課)

2

県政出前講座の実施【再掲】

ケアラー・ヤングケアラーをテーマとした県政出前講座（講師の派遣）を実施し、広く県民や地域団体などにケアラー支援に関する認知度向上・理解促進を図ります。

(福祉部福祉政策課)

オ ワーキングケアラーの仕事と介護の両立支援の促進

ワーキングケアラーが介護を理由に離職し、困窮や孤独・孤立に陥ることがないように、事業者等において仕事と介護を両立できる職場環境づくりを促進します。

主な取組

1

県内事業者等への啓発・情報発信

県ホームページやメールマガジンにおいて、県内事業者に対し、働き方改革優良認定企業の優良事例や働き方改革等に関する関係法令、各種助成金、研修会などの情報を発信します。

(産業戦略部労働政策課)

2

「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」と連携した啓発

毎年8月及び11月をいばらき働き方改革推進月間と定め、チラシやポスターを配布し、啓発活動を実施します。

(産業戦略部労働政策課)

3

茨城県働き方改革優良(推進)企業認定制度の推進

働き方改革に積極的に取り組み、その実績が優れた企業を優良企業として認定・公表することで、企業における働きやすい職場環境づくりを推進します。

(産業戦略部労働政策課)

4

いばらき労働相談センターにおける相談支援

労働相談窓口を設置し、専門の相談員による労働条件、配置転換や賃金不払いなどの労働相談を実施します。

(産業戦略部労働政策課)

(4) 市町村におけるケアラー支援施策の実施促進

各地域において、地域の実情を踏まえたケアラー支援が展開されるよう、市町村における多様なケアラー支援施策の実施を推進します。

主な取組

1

ケアラー支援施策に関する情報提供・助言等

市町村に対し、研修や会議など様々な場を通じて、関係省庁からの通知、国庫補助事業、先進事例の紹介などケアラー支援の参考となる各種の情報提供や助言等を行うことにより、市町村における多様なケアラー支援施策の実施を支援します。

(福祉部福祉政策課)

4 人材の育成

(1) ケアラー支援関係機関における人材育成

ケアラーを早期に発見・把握し、必要な福祉サービスなどにつなぎ、切れ目なく適切な支援を提供していくためには、ケアラー支援に関わる各関係機関の職員において、ケアラー支援に関する理解を深めることが必要となります。

また、複合的な課題を抱えているケアラーの支援にあたっては、福祉、介護、教育、医療等の各関係機関の連携・協力体制の構築が重要となります。

そのため、関係機関におけるケアラー支援の人材育成に取り組むとともに、多様な関係機関相互の連携促進を図ります。

主な取組

1

多様な関係機関が参加する合同研修の開催支援【再掲】

福祉、介護、教育、医療などケアラー支援に関係する多様な関係機関が一同に集まり、ケアラー支援に関する具体的な事例研究などを実施する研修の開催を支援することにより、地域におけるケアラー支援の担い手の育成及び関係機関の連携を促進します。

また、ケアラーに係る様々な課題に対応できるよう、相談対応に資する研修内容を充実し、相談窓口を担当する職員の質の向上を図ります。

(福祉部福祉政策課)

2

包括的な支援を行う体制整備の支援【再掲】

ケアラーなど地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、既存の相談支援の取組の活用や、支援関係機関の協働による支援を強化した重層的支援体制の構築などを行うとともに、市町村向けの研修等を実施することにより、引き続き市町村の実情に応じた包括的な支援体制整備の取組を支援します。

(福祉部福祉政策課)

3

生活困窮者自立支援制度人材養成研修の実施

ケアラーなど多様で複合的な課題を有する生活困窮者への包括的な支援が適切に行えるよう、市町村職員、市町村社協職員、自立相談支援機関職員等を対象とした研修を実施します。

(福祉部福祉人材・指導課)

4

スクールソーシャルワーカーに対する研修の実施

スクールソーシャルワーカー連絡協議会において、ヤングケアラーやいじめの問題、不登校等の課題を抱える児童・生徒及び保護者に対する対応や支援、関係機関や専門家との連携等に関する研修の実施により、スクールソーシャルワーカーの資質の向上と支援策の充実を図ります。

(教育庁生徒支援・いじめ対策推進室)

(2) ケアラー支援を担う県民等の育成

潜在化しやすいケアラーが孤独・孤立に陥らないよう社会全体で支えていくために、地域住民がケアラーについて理解し、ケアラー支援の担い手として活躍する地域づくりを推進します。

地域住民や地域活動を行う団体等において、ケアラー支援への理解を深め、ケアラー支援への参加を促す取組を支援するなど、県民におけるケアラー支援の機運醸成を図ります。

主な取組

1

県政出前講座の実施【再掲】

ケアラー・ヤングケアラーをテーマとした県政出前講座（講師の派遣）を実施し、広く県民や地域団体などにケアラー支援に関する認知度向上・理解促進を図ります。

（福祉部福祉政策課）

2

認知症の人と家族等を見守り支援する人材の育成

認知症サポーター養成講座の講師を務めたり介護家族等の相談を受ける認知症介護アドバイザーや、認知症の人や家族等と認知症サポーターをつなぐコーディネーターを養成します。

（保健医療部健康推進課）

第6章 計画の推進体制と進捗管理

計画に基づくケアラー支援を推進するため、計画の進捗管理や更新、新たな課題への対応等にあたっては、有識者委員会を開催し、有識者やケアラー当事者、支援に携わる関係機関や民間支援団体などの意見を踏まえた検討を行います。

また、ケアラー支援に関する各種施策の進捗状況・実績等については、毎年度とりまとめの上、公表します。

1 県ケアラー支援条例（全文）

令和3年茨城県条例第60号

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例

様々な世代や立場で、家族や身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等のケアを行っているケアラーは、ケアを受ける人を支える上で、重要な役割を果たしている。

しかしながら、ケアに伴う過大な精神的、身体的、経済的負担により、ケアラーの日常生活に支障が生じ、さらには、社会から孤立するなど、ケアがケアラー自身の活動や生き方に深刻な影響を及ぼすおそれも考えられる。

とりわけ日常的にケアを行っている子どもたち、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、教育や人格形成に影響を及ぼし、人生の選択肢が狭められること等が懸念される。

こうした中、我々は、児童の権利に関する条約及び児童の福祉に関する関係法令の理念にのっとり、ヤングケアラーの健やかな育成、教育の機会の確保等を図るとともに、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーを社会全体で支えていく必要がある。

ここに、ヤングケアラーをはじめとする多様なケアラーを支え、もって県民誰もが生きやすい社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定め、とりわけ次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等が図られるとともに、ケアラーの個人の尊厳が重んぜられ、かつ、社会から孤立しないよう支えることにより、全ての県民が生きやすい社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- (2) ケアラー 心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者 に対して、無償でケアを行う者をいう。
- (3) ヤングケアラー 前号に該当する18歳未満の者をいう。
- (4) 関係機関 介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体又は個人をいう。
- (5) 民間支援団体 ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラーへの支援は、全てのケアラーの個人の尊厳が重んぜられ、その生活においてケアと自己の幸福追求との調和を図ることを旨として、行われなければならない。

2 ケアラーへの支援は、家族や身近な人など住民相互の助け合いを尊重しつつも、ケアラーが孤立することのないよう、多様な主体の相互の連携及び協力の下、ケアラーとその家族を社会全体で支え合うことを旨として、行われなければならない。

3 ヤングケアラーへの支援に当たっては、特に社会において自立的に生きる基礎を培い、次代の社会を担う力を養う重要な年齢であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ケアラーの支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、ケアラーの支援における市町村及び民間支援団体の役割の重要性に鑑み、市町村及び民間支援団体がケアラーの支援に関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、ヤングケアラーがその福祉を保障される権利を有する年齢であることに鑑み、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう配慮するとともに、その健やかな成長が図られるよう、その発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じて、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

(県民の理解)

第5条 県民は、あらゆる機会を通じてケアラーの支援の必要性についての理解と関心を深めるとともに、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するよう努めるものとする。

2 県民は、ヤングケアラーの支援の必要性についての理解と関心を深めるとともに、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、それぞれの立場において十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者がケアラーである可能性があることを認識し、ケアラーの就労の促進及び継続に資するよう、その就労とケアとの両立に資する環境の整備に努めるものとする。

3 県は、普及啓発その他の前項の整備の促進に関する支援を行うものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その者がケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、支援を行う機関の紹介その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

4 教育に関する業務を行う関係機関は、特にその業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その者がヤングケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、健康状態及び生活環境を確

認し、支援の必要性の早期の把握に努めるとともに、早期の適切な支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、ケアラーの支援に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体と相互に密接な連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 県は、ヤングケアラーの支援に関する施策の策定及び実施に当たっては、ヤングケアラーを早期に発見し、早期に適切な支援につなぐことができるよう、教育、福祉その他の行政分野における横断的な連携体制の構築及び学校間の連携を強化するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「県推進計画」という。）を策定するものとする。

2 県推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ケアラーの支援に関する基本方針
- (2) ケアラーの支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、県推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、ケアラーの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、県推進計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、県推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(ケアラーの支援)

第10条 県は、ケアラーの生活の質を維持向上させるとともに、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安、負担等を軽減させるため、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) ケアラーの支援に関する一元的な相談体制の整備及びその周知に関すること。
- (2) ケアに関する相談、手続その他の行為に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用に関すること。
- (3) ケアラーが休息若しくは休養を要する場合又は社会通念上やむを得ない事由によりケアができなくなった場合における一時的にケアを提供する取組その他の必要な支援に関すること。
- (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関すること。
- (5) ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的な支援に関すること。
- (6) ケアの方法等に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発に関すること。
- (7) 交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること。
- (8) ヤングケアラーの教育の機会の確保に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ケアラーを支援するために必要な事項に関すること。

2 県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないように、ヤングケアラーに対する差別、いじめ及び虐待の防止のための対策を推進するものとする。

(人材の育成等)

第 11 条 県は、ケアラーの支援が適切に行われるよう、相談、助言、日常生活及び社会生活の支援その他のケアラーの支援を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、カウンセラー、ソーシャルワーカーその他のケアラーの支援に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保並びにその適正な配置に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第 12 条 県は、ケアラーに対する支援の重要性等について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行うものとする。

(民間支援団体の活動に対する支援)

第 13 条 県は、民間支援団体が行うケアラーの支援に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査等)

第 14 条 県は、ケアラーの状況を把握し、ケアラーの支援に関する施策を効果的かつ効率的でその状況に応じたものとするため、定期的に、必要な調査を行うものとする。

2 県は、ケアラーの支援について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(年次報告)

第 15 条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第 16 条 県は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 県は、ケアラーの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日（令和 3 年 12 月 14 日）から施行する。

2 茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会

(1) 設置要項

茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会設置要項

(趣旨)

第1条 ケアラー支援のための各種施策の推進を目的として、茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 有識者委員会は、委員9人以内で組織する。

2 有識者委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(委員)

第3条 有識者委員会の委員は、ケアラーに関する学識経験者、ケアラー支援に関する団体、当事者団体、学校関係団体、民間企業団体、行政機関の職員のうちから福祉部長が選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 有識者委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 有識者委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 有識者委員会には、部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、委員長が定める。

(事務局)

第8条 有識者委員会に事務局を置き、その事務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、有識者委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要項は、令和4年4月26日から施行する。

(2) 委員名簿

	氏名	所属・役職
1	◎ 松澤 明美	一般社団法人日本ケアラー連盟 理事
2	○ 市村 美江	茨城県 福祉部長
3	本田 孝治	古河市地域包括支援センター古河 センター長 (古河市社会福祉協議会)
4	太田 礼子	水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会 事務局長 (水戸市こども部子育て支援課長)
5	牧野 優子	公益社団法人認知症の人と家族の会 理事 茨城県支部代表
6	永井 立雄	一般社団法人茨城県手をつなぐ育成会 会長
7	鈴木 宏一	茨城県学校長会 会長
8	深谷 靖	茨城県高等学校長協会 会長
9	澤畑 英史	一般社団法人茨城県経営者協会 事務局長

◎委員長 ○副委員長

※令和8年3月時点